# 【表紙】

【提出書類】 有価証券報告書

【提出日】 2020年3月2日

【計算期間】 第15期(自 2018年12月1日 至 2019年12月2日)

【ファンド名】 ドイチェ・インド株式ファンド

【発行者名】 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 小泉 徹也

【本店の所在の場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー

【事務連絡者氏名】 出仙 学恭

【連絡場所】 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 山王パークタワー

【電話番号】 03(5156)5000

【縦覧に供する場所】 該当事項はありません。

# 第一部【ファンド情報】

# 第1【ファンドの状況】

#### 1【ファンドの性格】

#### (1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

当ファンドは、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

信託金の限度額

1兆円を限度とします。

ただし、委託会社は、受託会社と合意のうえ、当該限度額を変更することができます。

基本的性格

当ファンドの商品分類及び属性区分は以下の通りです。

#### <商品分類表>

単位型投信・ 追加型投信	投資対象 地域	投資対象資産 (収益の源泉)	独立 区分	補足分類
		株式		
単位型投信	国内	債券	MMF	インデックス型
	海外	不動産投信	MRF	
追加型投信	内外	その他資産( )	ETF	特殊型
		資産複合		

<sup>(</sup>注) 当ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

#### <商品分類の定義について>

- 一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。
- 1.「単位型投信・追加型投信」の区分のうち、「追加型投信」とは、一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。
- 2.「投資対象地域」の区分のうち、「海外」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による主たる投資収益が実質的に海外の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 3.「投資対象資産(収益の源泉)」の区分のうち、「株式」とは、目論見書または投資信託約款において、 組入資産による主たる投資収益が実質的に株式を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する分類について記載したものです。上記以外の商品分類の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

#### <属性区分表>

投資対象資産	決算 頻度	投資対象 地域	投資形態	為替 ヘッジ	対象イン デックス	特殊型
株式 一般		グローバル				ブル・
大型株 中小型株	年1回	日本			日経225	ベア型
債券	年 2 回	北米	ファミリー ファンド	あり ( )		
一般公債	年 4 回	区欠州				条件付 運用型
社債 その他債券	年 6 回 (隔月)	アジア				
クレジット属性 ( )		オセアニア			TOPIX	ロング・ ショート型/絶
不動産投信	年12回 (毎月)	中南米				対収益追求型
その他資産 (投資信託証券(株式))	日々 その他	アフリカ	ファンド・ オブ・ ファンズ	なし		
資産複合( )	( )	中近東(中東)			その他 ( )	その他 ( )
資産配分固定型 資産配分変更型		エマージング				

(注)当ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

#### <属性区分の定義について>

一般社団法人投資信託協会が定める「商品分類に関する指針」に基づく定義は以下の通りです。

- 1.「投資対象資産」の区分のうち、「その他資産」とは、目論見書または投資信託約款において、株式、債券及び不動産投信(リート)以外の資産を主要投資対象とする旨の記載があるものをいいます。なお、当ファンドは、投資信託証券を通じて実質的に株式に投資するため、商品分類表の「投資対象資産(収益の源泉)」においては「株式」に分類されます。
- 2.「決算頻度」の区分のうち、「年1回」とは、目論見書または投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。
- 3.「投資対象地域」の区分のうち、「アジア」とは、目論見書または投資信託約款において、組入資産による投資収益が日本を除くアジア地域の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。
- 4.「投資形態」の区分のうち、「ファンド・オブ・ファンズ」とは、一般社団法人投資信託協会が定める 「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。
- 5.「為替ヘッジ」の区分のうち、「なし」とは、目論見書または投資信託約款において、為替のヘッジを行わない旨の記載があるものまたは為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

なお、上記は当ファンドに該当する属性について記載したものです。上記以外の属性区分の定義については、一般社団法人投資信託協会のホームページ(https://www.toushin.or.jp/)をご参照下さい。

<sup>「</sup>為替ヘッジ」は、対円での為替変動リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

#### ファンドの特色

- 主としてインドの取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含み ます。)に実質的な投資を行います。
- 2 当ファンドはファンド・オブ・ファンズの方式で運用を行います。

当ファンドは、インド株式への投資を行う「DWS インディア・エクイティ・ファンド」(シンガポール籍円建外国投資信託)と「ドイチェ・日本債券マザー」に投資するファンド・オブ・ファンズです。



主な投資対象である DWS インディア・エクイティ・ファンドは、 DW S インベストメント GmbH が運用を行います。

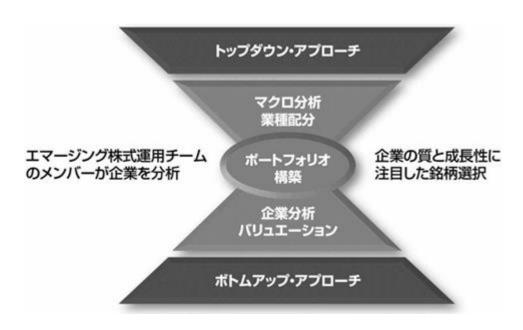
DWSインベストメントGmbHは、DHFLプラメリカ・アセット・マネジャーズ・プライベート・リミテッドよりインド株式の運用に関する投資助言を受けます。

DWSインベストメントGmbHはドイツ銀行グループの資産運用部門のドイツにおける拠点です。グローバルなネットワークを駆使し、投資家の多様なニーズに応える商品開発と優れた運用実績の実現を目指します。

4 実質的な外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

#### <運用プロセス>

株式への投資にあたっては、収益性・成長性等を総合的に勘案して選択した銘柄に投資します。 トップダウン・アプローチによる業種配分の決定及びボトムアップ・アプローチによる個別銘柄の選択を行い、ポートフォリオを構築します。



綿密な企業調査に基づいたアクティブ運用を行います。

企業への取材等を通じて独自の視点で情報を収集・分析し、投資判断を行います。 個々の銘柄選択においては、企業の質と競争力に着目し、長期的な成長性を重視します。 キャッシュフローに基づく利益率に注目し、継続的にバリュエーションをモニターします。

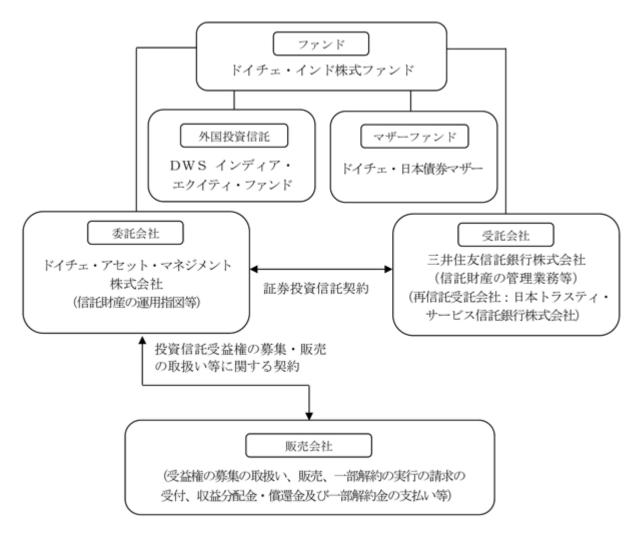
- (注1) 上記運用プロセスは、当ファンドの主要投資対象であるDWS インディア・エクイティ・ファンドに関するものです。
- (注2) 上記は本書作成時点のものであり、今後変更となることがあります。
- (注)市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (2)【ファンドの沿革】

2004年12月20日 信託契約締結、ファンドの設定、運用開始 2013年8月30日 信託期間を2024年11月29日までに変更(当初は2014年11月28日まで)

#### (3)【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



#### 委託会社及びファンドの関係法人

委託会社及びファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割は次の通りです。

- a.ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(「委託会社」) 当ファンドの委託会社として、信託財産の運用指図、受託会社との信託契約の締結、目論見書・運用報告書 の作成等を行います。
- b. 三井住友信託銀行株式会社(「受託会社」)

(再信託受託会社:日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社)

委託会社との間で「証券投資信託契約」を締結し、これに基づき、当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。なお、信託事務の一部につき日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社に委託することができます。

c . 「販売会社」

委託会社との間で「投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約」を締結し、これに基づき、当 ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償 還金及び一部解約金の支払い等を行います。

#### 委託会社の概況

a. 資本金の額 (2019年12月末現在)

3.078百万円

b . 沿革

1985年 モルガン グレンフェル インターナショナル アセット マネジメント(株)設立

1987年 投資顧問業登録、投資一任業務認可取得

1990年 ドイツ銀投資顧問(株)と合併し、ディービー モルガン グレンフェル アセット マネ

ジメント(株)に社名を変更

1995年 ディービー モルガン グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更

証券投資信託委託会社免許取得

1996年 ドイチェ・モルガン・グレンフェル投信投資顧問(株)に社名を変更

1999年 バンカース・トラスト投信投資顧問(株)と合併し、ドイチェ・アセット・マネジメン

ト(株)に社名を変更

2002年 チューリッヒ・スカダー投資顧問(株)と合併

2005年 ドイチェ・アセット・マネジメント(株)とドイチェ信託銀行(株)の資産運用サービ

ス業務を統合

資産運用部門はドイチェ・アセット・マネジメント (株)に一本化

c . 大株主の状況 (2019年12月末現在)

名 称: DWS グループ GmbH & Co.KGaA

住 所: ドイツ連邦共和国60329 ヘッセン フランクフルト・アム・マイン マインツァー・

ラント通り11 - 17

所有株式: 61,560株 所有比率: 100%

#### 2【投資方針】

# (1)【投資方針】

基本方針

当ファンドは、信託財産の積極的な成長を目指して運用を行います。

#### 投資態度

主として円建の外国投資信託であるDWS インディア・エクイティ・ファンド及び証券投資信託であるドイチェ・日本債券マザーの投資信託証券(以下総称して、もしくはそれぞれを「指定投資信託証券」ということがあります。)への投資を通じて、インドの取引所に上場されている株式(これに準ずるものを含みます。)に実質的な投資を行います。

実質的な組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行いません。

なお、市況動向及び資金動向等により、上記のような運用が行えない場合があります。

#### 銘柄選定の方針

指定投資信託証券については、その具体的な投資対象を重視して選定を行います。また、余裕資金の円滑な運用 を目的とした選定も行います。

#### (2)【投資対象】

投資の対象とする資産の種類

当ファンドにおいて投資の対象とする資産 (本邦通貨表示のものに限ります。)の種類は、次に掲げるものとします。

- 1.次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投信法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
  - イ.有価証券
  - 口. 金銭債権
  - 八.約束手形
- 2.次に掲げる特定資産以外の資産
  - イ. 為替手形

#### 投資の対象とする有価証券等

- a. 当ファンドにおいて投資の対象とする有価証券(本邦通貨表示のものに限ります。金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)は、円建の外国投資信託であるDWS インディア・エクイティ・ファンド及び証券投資信託であるドイチェ・日本債券マザーのほか、次に掲げるものとします。
  - 1.国債証券、地方債証券、特別の法律により法人の発行する債券及び、社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
  - 2.コマーシャル・ペーパー
  - 3.外国または外国の者の発行する証券または証書で、上記1.及び上記2.の証券の性質を有するもの
  - 4.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

なお、上記1.の証券を以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は短期社債等への投資並びに現先取引及び債券貸借取引に限り行うことができます。

- b.委託会社は、信託金を、上記 a.に掲げる有価証券のほか、当ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。
  - 1. 預金
  - 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
  - 3. コール・ローン
  - 4.手形割引市場において売買される手形

#### < 当ファンドが主に投資する指定投資信託証券の概要>

ファンド名	DWS インディア・エクイティ・ファンド		
形態	シンガポール籍外国投資信託		
表示通貨	円		
運用の基本方針	MSCI India Index (MSCI インディア インデックス) <sup>1</sup> をベンチマークとし、信託財産の中長期的な成長を目指します。		
主な投資対象	インドの取引所に上場されている株式及びこれに準ずるもの <sup>2</sup>		
主な投資制限	・株式への投資割合に制限を設けません。 ・原則として、為替ヘッジは行いません。 ・純資産総額の30%を上限として、ルピー建の債券等に投資することがあります。		
投資運用会社	DWSインベストメントGmbH(DHFLプラメリカ・アセット・マネ ジャーズ・プライベート・リミテッドより投資助言を受けます。)		
管理会社	DWSインベストメンツ・シンガポール・リミテッド		

- 1 MSCI インディア インデックスは、MSCIインク(以下「MSCI」といいます。)が開発した株価指数(時価総額加重インデックス)です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を有しています。
- 2 ワラント (新株予約権付社債)、 CB (転換社債)、 DR (預託証書)等

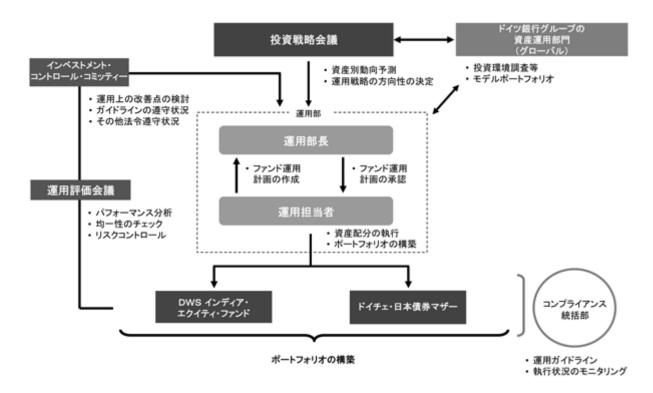
ファンド名	ドイチェ・日本債券マザー
形態	親投資信託
表示通貨	円
運用の基本方針	主に国内の公社債に投資し、安定的な収益の獲得を目指して運用を行い ます。
主な投資対象	国内の公社債等
主な投資制限	外貨建資産への投資は、信託財産の純資産総額の30%以下とします。
投資運用会社 (委託会社)	ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

(注)市況動向及び資金動向等によっては、上記のような運用ができない場合があります。

#### (3)【運用体制】

当ファンドの運用体制は以下の通りです。

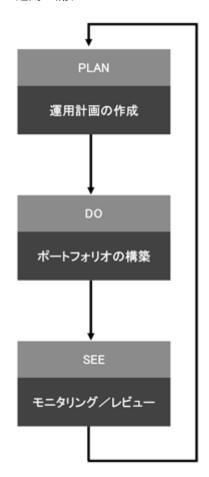
<運用体制>



運用計画の作成、ポートフォリオの運用指図、法令等の遵守状況確認、運用評価及びリスク管理等当ファンドの一連の運用業務は、委託会社の運用部が行います。運用部における主な意思決定機関としては、投資戦略会議、運用評価会議、インベストメント・コントロール・コミッティーの3つがあります。これらはいずれも運用部長が主催し、各運用担当者及び必要に応じて関係部署の代表者が参加して行われます。

投資戦略会議では、投資環境予測や運用戦略の方向性の決定等、運用計画の作成に必要な基本的な事項を審議・ 決定します。運用評価会議では、超過収益率の要因分析や投資行動、均一性等を含めて審議します。インベスト メント・コントロール・コミッティーでは、顧客勘定における運用リスクに係る諸問題等を把握し、必要な意思 決定を行います。これらの運用体制については、社内規程及び運用部部内規程により定められています。

#### <運用の流れ>



- 運用計画の作成にあたっては、グローバルに展開するドイツ銀行グループ の資産運用部門内で情報交換を行い、世界の投資環境について分析を行います。
- 投資戦略会議において、各投資対象についての大まかな運用方針を決定 します。
- 運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがってファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。
- ・承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。

- ・コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がない かチェックを行います。
- ・運用評価会議では、ファンドの運用成績を分析するとともに、リスク管理の状況や他ファンドとの均一性等についてレビューを行います。
- インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況 や運用上の改善すべき点等について検討を行います。

#### < 内部管理及びファンドに係る意思決定を監督する組織 >

インベストメント・コントロール・コミッティーは、その活動内容等をエグゼクティブ・コミッティーに報告します。エグゼクティブ・コミッティーは代表取締役が議長を務め、委託会社の業務運営、リスク管理及び内部統制等に係る諸問題を把握し、取締役会決議事項については取締役会に対する諮問機関であるとともに、それ以外の事項については代表取締役が行う意思決定を補佐する機関としての役割を担います。さらに、コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場でガイドライン遵守状況及び利益相反取引等の検証を行います。また、独立したモニタリング活動として、すべての部門から独立した監査部が内部統制の有効性及び業務プロセスの効率性を検証し、経営陣に対して問題点の指摘、改善点の提案を行います。上記各組織については、その内部管理機能の有効性の観点から十分な人員を確保しております。

#### <委託会社等によるファンドの関係法人に対する管理体制>

当ファンドの受託会社に対する管理については、証券投資信託契約に基づく受託会社としての業務の適切な遂行及び全体的なサービスレベルを委託会社の業務部においてモニターしております。

(注)運用体制は、今後変更となる場合があります。

#### (4)【分配方針】

毎決算時(原則として毎年11月30日。ただし、当該日が休業日の場合は翌営業日。)に、原則として以下の方針に基づき分配を行います。

分配対象額は、経費等控除後の配当等収益及び売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。

収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、分配対象収益が少額の 場合には分配を行わないことがあります。

収益の分配にあてなかった利益については、運用の基本方針に基づいて運用を行います。

(注)将来の分配金の支払い及びその金額について保証するものではありません。

#### (5)【投資制限】

< 信託約款で定める投資制限 >

株式への投資制限

株式への直接投資は行いません。

投資信託証券への投資制限

投資信託証券への投資割合に制限を設けません。

外貨建資産への投資制限

外貨建資産への直接投資は行いません。

信用リスク集中回避のための投資制限

- a.同一銘柄の投資信託証券への投資は、当該投資信託証券が一般社団法人投資信託協会規則に定めるエクスポージャーがルックスルーできる場合に該当しないときは、信託財産の純資産総額の10%以下とします。
- b.一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャー及びデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則としてそれぞれ10%、合計で20%以下とし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

#### 資金の借入れ

- a.委託会社は、信託財産の効率的な運用並びに運用の安定性を図るため、一部解約に伴う支払資金の手当て (一部解約に伴う支払資金の手当てのために借り入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再 投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みま す。)の指図をすることができます。なお、当該借入金をもって有価証券等の運用は行わないものとしま す。
- b.一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券等の売却代金、有価証券等の解約代金及び有価証券等の償還金の合計額を限度とします。
- c. 収益分配金の再投資に係る借入期間は、信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。
- d. 借入金の利息は信託財産中より支弁します。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

#### <法令で定める投資制限>

同一法人の発行する株式への投資制限(投信法第9条)

委託会社は、同一の法人の発行する株式について、次のa.の数がb.の数を超えることとなる場合には、当該株式を信託財産で取得することを受託会社に指図しないものとします。

- a . 委託会社が運用の指図を行うすべてのファンドで保有する当該株式に係る議決権の総数
- b. 当該株式に係る議決権の総数に100分の50の率を乗じて得た数

デリバティブ取引に係る投資制限 (金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号)

委託会社は、信託財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の 理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ委託会社が定めた合理的な方法により算出した額が当 該信託財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券、新投資口予約権 証券またはオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含みます。)を行い、ま たは継続することを受託会社に指図しないものとします。

信用リスク集中回避のための投資制限 (金融商品取引業等に関する内閣府令第130条第1項第8号の2)

委託会社は、信託財産に関し、信用リスク(保有する有価証券その他の資産について取引の相手方の債務不履行 その他の理由により発生し得る危険をいう。)を適正に管理する方法としてあらかじめ委託会社が定めた合理的 な方法に反することとなる取引を行うことを受託会社に指図しないものとします。

#### 3【投資リスク】

#### (1) 当ファンドの主なリスク及び留意点

当ファンドは、投資信託証券への投資を通じて株式等の値動きのある証券(外貨建資産には、この他に為替変動リスクもあります。)に投資しますので、基準価額は変動します。したがって、投資元金が保証されているものではありません。当ファンドに生じた利益及び損失は、すべて受益者に帰属します。当ファンドの基準価額は、主に以下のリスクにより変動し、損失を生じるおそれがあります。

なお、当ファンドは預貯金と異なります。

#### 株価変動リスク

当ファンドは主に株式に投資する投資信託証券に投資しますので、ファンドの基準価額は組入れている株式の価格変動の影響を受けます。株価は政治経済情勢、発行企業の業績、市場の需給等を反映して変動し、短期的または長期的に大きく下落することがあります。これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### 為替変動リスク

当ファンドは主に外国の株式に投資する投資信託証券に投資しますので、ファンドの基準価額は、当該投資信託証券が組入れている外貨建資産の通貨と日本円との間の為替レートの変動の影響を受けます。外貨建資産の価格は、通常、為替レートが円安になれば上昇しますが、円高になれば下落します。したがって、為替レートが円高になれば外貨建資産の価格が下落し、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### カントリーリスク

投資対象国の政治、経済情勢の変化等により、市場が混乱した場合や、組入資産の取引に関わる法制度の変更が行われた場合等には、有価証券等の価格が変動したり、投資方針に沿った運用が困難な場合があります。これらにより、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国市場には、一般に先進諸国の市場に比べ、規模、取引量が小さく、法制度(市場の法制度、政府の規制、税制、外国への送金規制等)やインフラストラクチャーが未発達であり、低い流動性、高い価格変動性、並びに決済の低い効率性が考えられます。また、発行者情報の開示等の基準が先進諸国と異なることから、投資判断に際して正確な情報を十分確保できないことがあります。このように、新興国への投資については、一般的に先進諸国への投資に比べカントリーリスクが高くなります。

#### 信用リスク

当ファンドが投資信託証券を通じて投資した株式について、発行者の経営・財務状況の変化及びそれらに関する外部評価の変化を含む信用状況等の悪化は価格下落要因のひとつであり、これによりファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。特に、新興国の株式は、先進諸国の株式に比べ、相対的に信用リスクが高くなると考えられます。

#### 流動性リスク

急激かつ多量の売買により市場が大きな影響を受けた場合、または市場を取り巻く外部環境に急激な変化があり、市場規模の縮小や市場の混乱が生じた場合等には、投資対象とする投資信託証券において機動的に有価証券等を売買できないことがあります。このような場合には、当該有価証券等の価格の下落により、ファンドの基準価額が影響を受け損失を被ることがあります。

#### その他の留意点

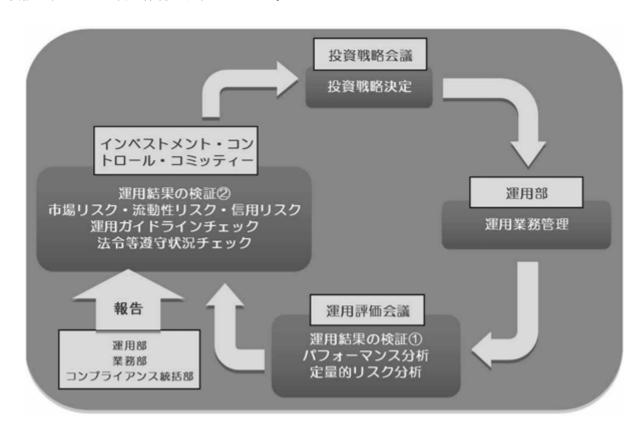
- ・当ファンドの資産規模に対して大量の追加設定(ファンドへの資金流入)または大量の一部解約(ファンドから の資金流出)があった場合、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。また、大量の追加設 定があった場合、当ファンドが投資する投資信託証券においても原則として迅速に有価証券の組入れを行います が、買付予定銘柄によっては流動性等の観点から買付終了までに時間がかかることがあります。同様に大量の解 約があった場合にも解約資金を手当てするため保有証券を大量に売却しなければならないことがあります。その 結果、基準価額の変動が市場動向と大きく異なる可能性があります。
- ・委託会社は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融 危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変 更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、取得申込み・解約請求の受付を 中止すること及び既に受付けた取得申込み・解約請求の受付を取消すことができます。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- ・当ファンドの資産規模によっては、投資方針に沿った運用が効率的にできない場合があります。その場合には、 適切な資産規模の場合と比較して収益性が劣る可能性があります。
- ・当ファンドは、受益権の口数が10億口を下回ることとなった場合、投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託が償還することとなる場合等に必要な手続き等を経て繰上償還されることがあります。
- ・資金動向、市況動向その他の要因により、投資方針に沿った運用ができない場合があります。
- ・当ファンドは、以下の日は取得申込み及び解約請求の受付を行いません。 インドの取引所の休業日、シンガポールの銀行休業日及びその前営業日
- ・法令・税制・会計制度等は今後変更される可能性もあります。
- ・投資対象国の政府当局による、海外からの投資規制や課徴的な税制、海外からの送回金規制等の様々な規制の導入や政策変更等により、投資対象国の証券への投資が悪影響を被る可能性があります。
- ・当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。
- ・分配金は、預貯金の利息とは異なり、ファンドの純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。分配金は、計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合があり、その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。また、投資者のファンドの取得価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド取得後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(2)投資リスクに対する管理体制 委託会社のリスク管理体制は以下の通りです。



委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。もう1つはインベストメント・コントロール・コミッティーで、ここでは運用部、業務部、コンプライアンス統括部から市場リスク、流動性リスク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク管理状況が報告され、検証が行われます。このコミッティーで議論された内容は、取締役会から一部権限を委譲されたエグゼクティブ・コミッティーに報告され、委託会社として必要な対策を指示する体制がとられています。運用部ではこうしたリスク管理の結果も考慮し、次の投資戦略を決定し、日々の運用業務を行っております。

(注)投資リスクに対する管理体制は、今後変更となる場合があります。

#### (参考情報)

# 当ファンドの年間騰落率及び分配 当ファンドと代表的な資産クラス 金再投資基準価額の推移

(2015年1月~2019年12月)

# との年間騰落率の比較 ※1. ※3. ※4

(2015年1月~2019年12月)





- 年間騰落率とは、各月末における直近1年間の騰落率をいいます。なお、当ファンドの年間騰落率は、分配金 (税引前) を再投資したものとして計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる 場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額の推移は、各月末の値を記載しております。なお、分配金(税引前)を再投資したもの として計算しており、実際の基準価額と異なる場合があります。 ただし、設定来の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と同一となっております。
- 2015年1月~2019年12月の5年間の年間騰落率の平均値・最大値・最小値を、当ファンド及び他の代表的な 資産クラスについて表示したものです。
- ※4 各資産クラスの指数は以下のとおりです。

日 本 株: TOPIX (配当込み)

先進国株:MSCIコクサイ・インデックス(配当込み、円ベース)

新興国株:MSCIエマージング・マーケッツ・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債: NOMURA-BPI国債

先進国債:FTSE世界国債インデックス(除く日本、円ベース)

新興国債:JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・

ダイパーシファイド (円ペース)

(注1) すべての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。

(注2) 先進国株、新興国株、先進国債及び新興国債の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円 換算しております。

#### 各資産クラスの指数について

- TOPIX(東証株価指数)は、株式会社東京証券取引所(以下「東証」といいます。)の知的財産であり、この指数の算出、数値の公表、利用等株価指数に関するすべての権利は、東証が有しています。東証
- り、この指数の身出、数値の公表、利用等体値指数に関するすべての権利は、泉証が有しています。泉証は、TOPIXの算出もしくは公表の方法の変更、TOPIXの算出もしくは公表の停止またはTOPIXの商標の変更もしくは使用の停止を行う権利を有しています。
  ・MSCIコクサイ・インデックス及びMSCIエマージング・マーケッツ・インデックスは、MSCIインク(以下「MSCI」といいます。)が算出する指数です。同指数に関する著作権、知的財産権その他一切の権利はMSCIに帰属します。また、MSCIは同指数の内容を変更する権利及び公表を停止する権利を 有しています。
- ・NOMURA-BPIは、野村證券株式会社が公表している指数で、その知的財産権その他一切の権利は野 村證券株式会社に帰属します。なお、野村證券株式会社はNOMURA-BPIを用いて行われるドイチ ェ・アセット・マネジメント株式会社の事業活動・サービスに関し一切の責任を負いません。 ・FTSE世界国債インデックス(除く日本)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営されている指数です。同

指数に関する著作権、知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

JPモルガン・ガパメント・ボンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシ ファイドは、JPMorgan Chase & Co.の子会社であるJ.P. Morgan Securities LLC (以下「J.P.Morgan」とい います。) が算出する債券インデックスであり、その著作権及び知的所有権は同社に帰属します。J.P. Morganは、J.P.モルガン・ガバメント・ポンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ ダイバーシファイド及びそのサブインデックスが参照される可能性のある、または販売奨励の目的でJPモ ルガン・ガバメント・ポンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファイ ド及びそのサブインデックスが使用される可能性のあるいかなる商品についても、出資、保証、または奨励 するものではありません。J.P. Morganは、証券投資全般もしくは本商品そのものへの投資の適否またはJP モルガン・ガバメント・ポンド・インデックスーエマージング・マーケッツ・グローバル・ダイバーシファ イド及びそのサブインデックスが債券市場一般のパフォーマンスに連動する能力に関して、何ら明示または 黙示に、表明または保証するものではありません。

#### 4【手数料等及び税金】

#### (1)【申込手数料】

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%(税抜3.5%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

(注)申込手数料は、販売会社による商品及び関連する投資環境の説明や情報提供等並びに購入受付事務等の対価です。

#### (2)【換金(解約)手数料】

換金(解約)に係る手数料はありません。

ただし、換金(解約)時に、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額 (当該基準価額に0.3%を乗じて得た額)が差し引かれます。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図る ため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

#### (3)【信託報酬等】

信託報酬の総額は、計算期間を通じて毎日、信託財産の純資産総額に年率1.375%(税抜1.25%)を乗じて得た額とし、その配分及び役務の内容は以下の通りです。

	配分(年率、税抜)	役務の内容
委託会社	0.50%	委託した資金の運用等の対価
販売会社	0.70%	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口 座内での当ファンドの管理等の対価
受託会社	0.05%	運用財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価

(注)委託会社及び受託会社の報酬は、ファンドから支払われます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行うファンドの募集の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支払われた後、委託会社より販売会社に対して支払われます。

なお、この他に当ファンドが投資対象とする DWS インディア・エクイティ・ファンド (以下「投資対象ファンド」といいます。)に関しても、信託報酬相当額 (投資対象ファンドの信託財産の純資産総額に対して年率 0.60%以内)がかかります (ドイチェ・日本債券マザーについては、信託報酬はかかりません。)。

したがって、当ファンドの信託報酬に投資対象ファンドの信託報酬相当額を加算した実質的な信託報酬は、当ファンドの純資産総額に対し、年率1.975%程度(税込)となります。なお、この実質的な信託報酬は、あくまでも概算値であり、当ファンドにおける実際の投資対象ファンドの組入状況等によっては変動することがあります。

上記 の信託報酬並びに当該信託報酬に係る消費税及び地方消費税に相当する金額(以下「消費税等相当額」といいます。)は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日(当該終了日が休業日のときは、その翌営業日を6ヵ月の終了日とします。以下同じ。)及び毎計算期末または信託終了のとき信託財産中から支払うものとします。

#### (4)【その他の手数料等】

当ファンド及び組入ファンドにおいて、信託事務の処理等に要する諸費用(ファンドの監査に係る監査法人への報酬、法律・税務顧問への報酬、目論見書・運用報告書等の作成・印刷等に係る費用等を含みます。以下同じ。)、組入資産の売買委託手数料、資産を外国で保管する場合の費用、租税等がかかります。これらは原則として信託財産が負担します。

ただし、これらの費用のうち当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用の信託財産での負担は、その純資産 総額に対して年率0.10%を上限とします。

当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用は毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、毎計算期間の 最初の6ヵ月終了日及び毎計算期末または信託終了のときに信託財産中から支払われます。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

上記 の手数料等は、運用状況等により変動するものであり、当ファンドの信託事務の処理等に要する諸費用を 除き事前に料率、上限額等を表示することができません。

# (5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下の取扱いとなります。

個別元本方式について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料及び申込手数料に係る消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、原則として、個別元本は、当該受益者が追加信託を行う つど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については販売会社毎に、個別元本の算出が行われます。また、同一販売会社であっても複数口座で同一ファンドを取得する場合は当該口座毎に、「一般コース」と「自動けいぞく投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行われる場合があります。

受益者が元本払戻金(特別分配金)を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該元本払戻金 (特別分配金)を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「元本払戻金(特別分配金)」 については下記「収益分配金について」をご参照下さい。)

収益分配金について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と非課税扱いとなる「元本払戻金(特別分配金)」(受益者の元本の一部払戻しに相当する部分)の区別があります。

受益者が収益分配金を受け取る際、( )当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、( )当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が元本払戻金(特別分配金)となり、当該収益分配金から当該元本払戻金(特別分配金)を控除した額が普通分配金となります。

課税の取扱いについて

以下の内容は2019年12月末現在の税法に基づくものであり、税法が改正された場合等には内容が変更されることがあります。

a. 個人の受益者に対する課税

収益分配金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金については、原則として20.315%(所得税15.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われ、申告不要制度が適用されます。なお、確定申告を行い、総合課税または申告分離課税を選択することもできます。

一部解約金、償還金の取扱い

一部解約時及び償還時の差益については譲渡所得となり、原則として20.315%(所得税15.315%及び地方税5%)の税率による申告分離課税が適用されます。なお、特定口座において「源泉徴収あり」を選択した場合には、20.315%(所得税15.315%及び地方税5%)の税率による源泉徴収が行われます。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課税されません。また、配当控除の適用はありません。

公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。

少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニアNISA」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方となります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

b.法人の受益者に対する課税

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

収益分配金、一部解約金、償還金の取扱い

収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金並びに一部解約時及び償還時の個別元本超過額については、 15.315%(所得税のみ)の税率で源泉徴収され、法人の受取額となります。なお、地方税の源泉徴収はあり ません。

収益分配金のうち、所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみであり、元本払戻金(特別分配金)は課 税されません。また、益金不算入制度は適用されません。

- (注1)上記のほか、販売会社によっては、受益権を買い取る場合があります。買取請求時の課税の取扱いについて、詳しくは 販売会社にお問合せ下さい。
- (注2)外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- (注3)課税上の取扱いの詳細については、税務専門家または税務署にご確認下さい。

#### 5【運用状況】

# (1)【投資状況】

ドイチェ・インド株式ファンド

(2019年12月30日現在)

資産の種類	地域別(国名)	時価合計 (円)	投資比率(%)
投資信託受益証券	シンガポール	10,571,630,652	99.26
親投資信託受益証券	日本	31,966,915	0.30
コール・ローン・その他の資産(負債控除後)		47,087,471	0.44
合計(純資産総額)	10,650,685,038	100.00	

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

#### (2)【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】 ドイチェ・インド株式ファンド <評価額(全銘柄)>

(2019年12月30日現在)

順位	国 / 地域	種類	銘柄名	数量又は 額面総額	簿価単価 (円)	簿価金額 (円)	評価単価	評価金額 (円)	投資 比率 (%)
1	シガポル	投資信 託受益 証券	DWS インディア・エクイティ・ファンド	321,639	32,150	10,340,693,850	32,868	10,571,630,652	99.26
2	日本		ドイチェ・日本債券 マザー	21,693,075	1.4746	31,988,608	1.4736	31,966,915	0.30

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の評価金額の比率をいいます。

# <種類別投資比率>

(2019年12月30日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率(%)
投資信託受益証券	外国	99.26
親投資信託受益証券	国内	0.30
合計		99.56

<sup>(</sup>注)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該種類別の評価金額の比率をいいます。

#### 【投資不動産物件】

ドイチェ・インド株式ファンド 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 ドイチェ・インド株式ファンド 該当事項はありません。

#### (3)【運用実績】

【純資産の推移】

ドイチェ・インド株式ファンド

		純資産総額	(百万円)	 1口当たり純資	証券報告書(内国投) 資産額(円)
計算期間末	または各月末	(分配落)	(分配付)	(分配落)	(分配付)
第6計算期間末	(2010年11月30日)	24,821	24,821	0.9383	0.9383
第7計算期間末	(2011年11月30日)	14,449	14,449	0.5979	0.5979
第8計算期間末	(2012年11月30日)	14,744	14,744	0.7030	0.7030
第9計算期間末	(2013年12月 2日)	13,390	13,390	0.8237	0.8237
第10計算期間末	(2014年12月 1日)	17,505	17,505	1.3124	1.3124
第11計算期間末	(2015年11月30日)	14,329	14,329	1.1959	1.1959
第12計算期間末	(2016年11月30日)	11,917	11,917	1.0978	1.0978
第13計算期間末	(2017年11月30日)	13,638	13,638	1.4697	1.4697
第14計算期間末	(2018年11月30日)	11,995	11,995	1.4490	1.4490
第15計算期間末	(2019年12月 2日)	10,639	10,639	1.4994	1.4994
	2018年12月末日	11,222		1.3889	
	2019年 1月末日	10,699		1.3430	
	2月末日	10,671		1.3606	
	3月末日	11,242		1.4861	
	4月末日	10,921		1.4766	
	5月末日	11,057		1.5078	
	6月末日	10,940		1.4910	
	7月末日	10,525		1.4348	
	8月末日	9,901		1.3492	
	9月末日	10,795	_	1.4525	
	10月末日	11,053		1.5020	
	11月末日	10,757		1.5148	
	12月末日	10,650		1.5311	

(注)純資産総額は、百万円未満を切捨てしております。

# 【分配の推移】

# ドイチェ・インド株式ファンド

		1口当たりの分配金(円)
第6計算期間	2009年12月 1日~2010年11月30日	0.0000
第7計算期間	2010年12月 1日~2011年11月30日	0.0000
第8計算期間	2011年12月 1日~2012年11月30日	0.0000
第9計算期間	2012年12月 1日~2013年12月 2日	0.0000
第10計算期間	2013年12月 3日~2014年12月 1日	0.0000
第11計算期間	2014年12月 2日~2015年11月30日	0.0000
第12計算期間	2015年12月 1日~2016年11月30日	0.0000
第13計算期間	2016年12月 1日~2017年11月30日	0.0000
第14計算期間	2017年12月 1日~2018年11月30日	0.0000
第15計算期間	2018年12月 1日~2019年12月 2日	0.0000

# 【収益率の推移】

# ドイチェ・インド株式ファンド

		収益率(%)
第6計算期間	2009年12月 1日~2010年11月30日	10.3
第7計算期間	2010年12月 1日~2011年11月30日	36.3
第8計算期間	2011年12月 1日~2012年11月30日	17.6
第9計算期間	2012年12月 1日~2013年12月 2日	17.2

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

第10計算期間	2013年12月 3日~2014年12月 1日	59.3
第11計算期間	2014年12月 2日~2015年11月30日	8.9
第12計算期間	2015年12月 1日~2016年11月30日	8.2
第13計算期間	2016年12月 1日~2017年11月30日	33.9
第14計算期間	2017年12月 1日~2018年11月30日	1.4
第15計算期間	2018年12月 1日~2019年12月 2日	3.5

<sup>(</sup>注)収益率は、小数第2位を四捨五入しております。

# (4)【設定及び解約の実績】

下記期間中の設定及び解約の実績は次の通りです。

ドイチェ・インド株式ファンド

		設定口数(口)	解約口数(口)
第6計算期間	2009年12月 1日~2010年11月30日	8,238,738,454	14,039,262,503
第7計算期間	2010年12月 1日~2011年11月30日	5,449,810,388	7,733,649,647
第8計算期間	2011年12月 1日~2012年11月30日	3,656,224,432	6,852,147,146
第9計算期間	2012年12月 1日~2013年12月 2日	1,903,012,748	6,619,578,374
第10計算期間	2013年12月 3日~2014年12月 1日	2,749,382,716	5,668,644,352
第11計算期間	2014年12月 2日~2015年11月30日	2,923,352,701	4,279,449,094
第12計算期間	2015年12月 1日~2016年11月30日	520,639,419	1,646,365,821
第13計算期間	2016年12月 1日~2017年11月30日	1,487,975,159	3,064,142,003
第14計算期間	2017年12月 1日~2018年11月30日	1,187,162,241	2,189,036,245
第15計算期間	2018年12月 1日~2019年12月 2日	500,480,394	1,682,314,785

#### (参考情報)

基準日:2019年12月30日

# 基準価額・純資産の推移 (2009/12/30~2019/12/30)

# 分配の推移



1万口当たり、税引	前
2019年12月	0円
2018年11月	0円
2017年11月	0円
2016年11月	0円
2015年11月	0円
設定来累計	8,500円

- ※1 基準価額の推移は、信託報酬控除後の価額を表示しております。
- ※2 分配金再投資基準価額の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。 なお、分配金再投資基準価額は、グラフの起点における基準価額に合わせて指数化しております。 ただし、上記対象期間中の分配金が0円のファンドにつきましては基準価額と重なって表示されております。

# 主要な資産の状況

DWS インディア・エクイティ・ファンドにおける 組入上位10銘柄

DWS インテ	·イア・
エクイティ・	ファンドにおける
業種別構成比	

	銘柄	業種	比率(%)
1	HDFC BANK LTD	金融	9.0
2	RELIANCE INDUSTRIES LTD	エネルギー	8.9
3	ICICI BANK LTD	金融	6.6
4	HOUSING DEVELOPMENT FINANCE CORP LTD	金融	6.2
5	INFOSYS LTD	情報技術	4.9
6	AXIS BANK LTD	金融	4.8
7	TATA CONSULTANCY SERVICES LTD	情報技術	4.4
8	KOTAK MAHINDRA BANK LTD	金融	4.3
9	LARSEN & TOUBRO LTD	資本財・サービス	4.0
10	HCL TECHNOLOGIES LTD	情報技術	3.7

業種	比率(%)
金融	40.7
情報技術	12.9
エネルギー	10.6
生活必需品	7.9
素材	7.3

※ 比率はDWS インディア・エク イティ・ファンドにおける組入比 率です。

# 年間収益率の推移



- ※1 年間収益率の推移は、分配金(税引前)を再投資したものとして計算しております。
- ※2 当ファンドにベンチマークはありません。
- (注1) 上記は過去の実績であり、将来の運用成果等を保証もしくは示唆するものではありません。
- (注2) 最新の運用実績は、委託会社のホームページで開示されております。

### 第2【管理及び運営】

#### 1【申込(販売)手続等】

取得申込みの受付は、原則として販売会社の営業日(ただし、インドの取引所の休業日、シンガポールの銀行休業日及びその前営業日のいずれかに該当する日を除きます。)の午後3時までに取得申込みが行われ、かつ、当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドは収益分配金の受取方法により、収益の分配時に収益分配金を受け取る「一般コース」と、収益分配金が原則として税引き後無手数料で再投資される「自動けいぞく投資コース」の2つのコースがあります。当ファンドの取得申込者は、取得申込みをする際に、「一般コース」か「自動けいぞく投資コース」か、どちらかのコースを申し出るものとします。ただし、申込取扱場所によっては、どちらか一方のみの取扱いとなる場合があります。

「自動けいぞく投資コース」を選択する場合、取得申込者は、当該販売会社との間で「自動けいぞく投資約款」

にしたがって契約 を締結します。なお、収益分配金を再投資せず受取りを希望される場合は、販売会社によっては再投資の停止を申し出ることができます。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

販売会社によっては、当該契約または規定について、同様の権利義務関係を規定する名称の異なる契約または規定を用いることがあり、この場合、該当する別の名称に読み替えるものとします。

当ファンドの取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行うための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行うことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行うものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定にしたがい、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行います。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行います。

申込単位は、販売会社が定める単位とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は1口単位とします。申込単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

申込価額は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。ただし、収益分配金を再投資する場合は、各計算期間終了日(決算日)の基準価額とします。

基準価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

申込手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に3.85%(税抜3.5%)を上限として販売会社が定める手数料率を乗じて得た額とします。申込手数料の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

収益分配金を再投資する場合の申込手数料は無手数料とします。

申込代金については、原則として販売会社が定める日までに申込みの販売会社に支払うものとします。詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

取得申込みの受付の中止、既に受付けた取得申込みの受付の取消し等

- a.信託財産の効率的な運用に資するため必要があると委託会社が判断する場合、委託会社は、受益権の取得申込みの受付を制限または停止することができます。
- b.委託会社は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態 (金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な 政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、受益権の取 得申込みの受付を中止すること及び既に受付けた取得申込みの受付を取消すことができます。

#### 委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス https://funds.dws.com/jp/
- ・電話番号 03-5156-5108 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

#### 2【換金(解約)手続等】

受益者は、自己に帰属する受益権につき、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。

一部解約の実行の請求の受付は、原則として販売会社の営業日(ただし、インドの取引所の休業日、シンガポールの銀行休業日及びその前営業日のいずれかに該当する日を除きます。)の午後3時までに一部解約の実行の請求が行われ、かつ、当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の受付分として取扱います。なお、当該受付時間を過ぎた場合は、翌営業日の受付分として取扱います。

当ファンドの一部解約の実行の請求を行う受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行うのと引き換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行うものとし、社振法の規定にしたがい当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行われます。

解約単位は、販売会社が定める単位とします。解約単位の詳細については、販売会社にお問合せ下さい。

解約価額は、一部解約の実行の請求を受付けた日の翌営業日の基準価額から信託財産留保額 (当該基準価額に 0.3%を乗じて得た額)を差し引いた額とします。

解約価額については、販売会社または委託会社の後記照会先にお問合せ下さい。

「信託財産留保額」とは、引続き受益権を保有する受益者と解約者との公平性の確保やファンド残高の安定的な推移を図るため、信託満了前の解約に対し解約者から徴収する一定の金額をいい、信託財産に繰り入れられます。

お手取額は、解約価額から解約に係る所定の税金を差し引いた額となります。詳しくは前記「第1 ファンドの 状況 4 手数料等及び税金(5)課税上の取扱い」をご参照下さい。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から販売会社の本・支店、 営業所等にて支払われます。

委託会社は、証券取引所等における取引の停止、その他やむを得ない事情(投資対象国における非常事態(金融危機、デフォルト、重大な政策変更や資産凍結を含む規制の導入、自然災害、クーデターや重大な政治体制の変更、戦争等)による市場の閉鎖もしくは流動性の極端な減少等)があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止すること及び既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。その場合には、受益者は当該受付中止以前に行った当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は、当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして上記に準じて計算された価額とします。

信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の解約請求には制限を設ける場合があります。

(注)上記のほか、販売会社によっては受益権を買い取る場合があります。詳しくは、販売会社にお問合せ下さい。

委託会社の照会先は以下の通りです。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス https://funds.dws.com/jp/
- ・電話番号 03-5156-5108 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

#### 3【資産管理等の概要】

#### (1)【資産の評価】

< 基準価額の計算方法等について >

基準価額とは、信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令及び一般社団法人投資信託協会規則にしたがって時価評価して得た信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額(以下「純資産総額」といいます。)を、計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。

受益権 1 口当たりの純資産総額が基準価額です。なお、便宜上、1万口当たりに換算した価額で表示されることがあります。基準価額は、原則として委託会社の営業日に日々算出されます。

基準価額については、販売会社または委託会社の下記照会先にお問合せ下さい。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社

- ・ホームページアドレス https://funds.dws.com/jp/
- ・電話番号 03-5156-5108 (受付時間:営業日の午前9時から午後5時まで)

また、原則として日本経済新聞(朝刊)の「オープン基準価格」欄に、前日付の基準価額が掲載されます。(略称:インド株)

#### <運用資産の評価基準及び評価方法>

投資信託証券	原則として、計算日に知りうる直近の日の基準価額で評価します。
マザーファンド	基準価額で評価します。

#### (2)【保管】

当ファンドの受益権の帰属は、振替機関等の振替口座簿に記載または記録されることにより定まりますので、保管に関する該当事項はありません。

#### (3)【信託期間】

信託契約締結日(2004年12月20日)から2024年11月29日までとします。

ただし、委託会社は、信託期間満了前に、信託期間の延長が受益者にとって有利であると認めたときは、受託会社と合意のうえ、信託期間を延長することができます。

#### (4)【計算期間】

当ファンドの計算期間は、毎年12月1日から翌年11月30日までとすることを原則とします。

上記 にかかわらず、各計算期間終了日に該当する日(以下「該当日」といいます。)が休業日のとき、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始されるものとします。ただし、最終計算期間の終了日は上記「(3)信託期間」に規定する信託期間の終了日とします。

#### (5)【その他】

信託の終了

- (イ)委託会社は、信託契約の一部を解約することにより、受益権の口数が10億口を下回ることとなったとき、信託期間中において、この信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるとき、またはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、この信託が投資対象とする投資信託証券に係る外国投資信託がその信託を終了することとなる場合は、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させるものとし、あらかじめ、解約しようとする旨を監督官庁に届け出ます。
- (ハ)委託会社は、上記(イ)及び(ロ)の事項について、あらかじめ、解約しようとする旨を公告し、かつ、その旨を 記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべ ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

- (二)上記(八)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (ホ)上記(二)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、 上記(イ)の信託契約の解約をしません。
- (へ)委託会社は、この信託契約の解約をしないこととしたときは、解約しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託契約に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (ト)上記(二)から(へ)までの規定は、上記(ロ)の規定に基づいてこの信託契約を解約する場合には適用しません。また、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、上記(二)の一定の期間が一月を下らずにその公告及び書面の交付を行うことが困難な場合も同じとします。

#### 信託約款の変更

- (イ)委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託約款を変更することができるものとし、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を 監督官庁に届け出ます。
- (ロ)委託会社は、上記(イ)の変更事項のうち、その内容が重大なものについて、あらかじめ、変更しようとする旨及びその内容を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。
- (八)上記(ロ)の公告及び書面には、受益者で異議のある者は一定の期間内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記します。なお、一定の期間は一月を下らないものとします。
- (二)上記(八)の一定の期間内に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の二分の一を超えるときは、 上記(イ)の信託約款の変更をしません。
- (ホ)委託会社は、当該信託約款の変更をしないこととしたときは、変更しない旨及びその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面をこの信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、この信託約款に係るすべての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行いません。

#### 信託契約に関する監督官庁の命令

- (イ)委託会社は、監督官庁よりこの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令にしたがい、信託契約を解約 し信託を終了させます。
- (ロ)委託会社は、監督官庁の命令に基づいてこの信託約款を変更しようとするときは、上記 の規定にしたがいます。

#### 委託会社の登録取消し等に伴う取扱い

- (イ)委託会社が監督官庁より登録の取消しを受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、この信託契約を解約し、信託を終了させます。
- (ロ)上記(イ)の規定にかかわらず、監督官庁がこの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、この信託は、上記 (二)に該当する場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

#### 運用報告書

委託会社は、法令に基づき、当該信託財産の計算期間の末日毎及び信託終了時に、期中の運用経過及び組入有価証券の内容等を記載した交付運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて当該信託財産に係る知れている受益者に対して交付します。なお、委託会社は、運用報告書(全体版)については電磁的方法により受益者に提供します。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の請求があった場合には、これを交付します。

#### 関係法人との契約の更改等

< 投資信託受益権の募集・販売の取扱い等に関する契約 >

当初の契約の有効期間は原則として1年間とします。ただし、期間満了3ヵ月前までに、委託会社及び販売会社いずれからも、何らの意思表示のないときは、自動的に1年間更新されるものとし、自動延長後の取扱いについてもこれと同様とします。

委託会社の事業の譲渡及び承継に伴う取扱い

- (イ)委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、この信託契約に関する事業を譲渡することがあります。
- (ロ)委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、この信託契約に関する 事業を承継させることがあります。

受託会社の辞任及び解任に伴う取扱い

- (イ)受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、上記の規定にしたがい、新受託会社を選任します。
- (ロ)委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社はこの信託契約を解約し、信託を終了させます。 小告

委託会社が受益者に対してする公告は、日本経済新聞に掲載します。

信託約款に関する疑義の取扱い

信託約款の解釈について疑義が生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

再信託

受託会社は、当ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行います。

#### 4【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

#### (1)収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払いを決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、原則として決算日から起算して5営業日までに、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始します。「自動けいぞく投資コース」をお申込みの場合は、収益分配金は原則として税引き後無手数料で再投資され、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会 社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

#### (2)償還金に対する請求権

受益者は、当ファンドの償還金を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、原則として信託終了日(信託終了日が休業日の場合は翌営業日)から起算して5営業日までに、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始します。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払いを請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属するものとします。

#### (3)受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権について、販売会社を通じて、販売会社が定める単位をもって一部解約を委託会社に請求する権利を有します。一部解約金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して7営業日目から受益者に支払われます。

#### (4)反対者の買取請求権

前記「3 資産管理等の概要 (5) その他」の「信託の終了」、または「信託約款の変更」のうちその内容が重大な変更を行う場合において、一定の期間内に委託会社に対して異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を、信託財産をもって買い取るべき旨を請求することができます。

# (5)帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内に当ファンドの信託財産に関する帳簿書類の閲覧または謄写を請求することができます。

# 第3【ファンドの経理状況】

1. 当ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の2の規定により、「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

2. 当ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第15期計算期間(2018年12月1日から2019年12月2日まで)の財務諸表について、PwCあらた有限責任監査法人による監査を受けております。

### 1【財務諸表】 ドイチェ・インド株式ファンド (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第14期計算期間 (2018年11月30日現在)	第15期計算期間 (2019年12月2日現在)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	177,017,872	139,278,839
投資信託受益証券	11,874,194,960	10,585,033,850
親投資信託受益証券	59,248,302	31,988,608
流動資産合計	12,110,461,134	10,756,301,297
資産合計	12,110,461,134	10,756,301,297
負債の部		
流動負債		
未払解約金	30,456,045	42,779,075
未払受託者報酬	3,340,930	2,902,414
未払委託者報酬	80,182,295	69,657,924
未払利息	484	381
その他未払費用	1,387,422	1,366,081
流動負債合計	115,367,176	116,705,875
負債合計	115,367,176	116,705,875
純資産の部		
元本等		
元本	8,277,971,618	7,096,137,227
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	3,717,122,340	3,543,458,195
(分配準備積立金)	2,403,969,804	2,167,046,588
元本等合計	11,995,093,958	10,639,595,422
純資産合計	11,995,093,958	10,639,595,422
負債純資産合計	12,110,461,134	10,756,301,297

# (2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円)

営業収益合計 10,788,839 511,103,2 営業費用 支払利息 203,783 129,8 受託者報酬 6,881,215 5,880,6 委託者報酬 165,148,883 141,136,4 その他費用 3,015,036 2,973,5 営業費用合計 175,248,917 150,120,5 営業利益又は営業損失() 186,037,756 360,982,7 経常利益又は経常損失() 186,037,756 360,982,7 当期純利益又は当期純損失() 186,037,756 360,982,7 当期純利益又は当期純損失() 23,145,673 4,817,2 期首剰余金又は期首欠損金() 4,358,548,441 3,717,122,3			(十四:13)
有価証券売買等損益 10,788,839 511,103,2 営業収益合計 10,788,839 511,103,2 営業費用 支払利息 203,783 129,8 受託者報酬 6,881,215 5,880,6 委託者報酬 165,148,883 141,136,4 その他費用 3,015,036 2,973,5 営業費用合計 175,248,917 150,120,5 営業利益又は営業損失() 186,037,756 360,982,7 経常利益又は経常損失() 186,037,756 360,982,7 シリ期純利益又は当期純損失() 186,037,756 360,982,7 ・ 対期純利益又は当期純損失() 186,037,756 360,982,7 ・ 対期純利益又は当期純損失() 186,037,756 360,982,7 ・ 対期純利益又は当期純損失() 186,037,756 360,982,7 ・ 対期純利益又は対期純損失金額の分配額() 23,145,673 4,817,2 ・ 対期前剰余金又は期首欠損金() 4,358,548,441 3,717,122,3		(自 2017年12月 1日	(自 2018年12月1日
営業収益合計10,788,839511,103,2営業費用支払利息203,783129,8受託者報酬6,881,2155,880,6委託者報酬165,148,883141,136,4その他費用3,015,0362,973,5営業費用合計175,248,917150,120,5営業利益又は営業損失()186,037,756360,982,7経常利益又は経常損失()186,037,756360,982,7当期純利益又は当期純損失()186,037,756360,982,7一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()23,145,6734,817,2期首剰余金又は期首欠損金()4,358,548,4413,717,122,3	営業収益		
営業費用       支払利息       203,783       129,8         受託者報酬       6,881,215       5,880,6         委託者報酬       165,148,883       141,136,4         その他費用       3,015,036       2,973,5         営業費用合計       175,248,917       150,120,5         営業利益又は営業損失()       186,037,756       360,982,7         経常利益又は経常損失()       186,037,756       360,982,7         当期純利益又は当期純損失()       186,037,756       360,982,7         一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()       23,145,673       4,817,2         期首剰余金又は期首欠損金()       4,358,548,441       3,717,122,3	有価証券売買等損益	10,788,839	511,103,296
支払利息203,783129,8受託者報酬6,881,2155,880,6委託者報酬165,148,883141,136,4その他費用3,015,0362,973,5営業費用合計175,248,917150,120,5営業利益又は営業損失()186,037,756360,982,7経常利益又は経常損失()186,037,756360,982,7当期純利益又は当期純損失()186,037,756360,982,7一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()23,145,6734,817,2期首剰余金又は期首欠損金()4,358,548,4413,717,122,3	営業収益合計	10,788,839	511,103,296
受託者報酬 6,881,215 5,880,6 委託者報酬 165,148,883 141,136,4 その他費用 3,015,036 2,973,5 営業費用合計 175,248,917 150,120,5 営業利益又は営業損失( ) 186,037,756 360,982,7 経常利益又は経常損失( ) 186,037,756 360,982,7 当期純利益又は当期純損失( ) 186,037,756 360,982,7 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( ) 23,145,673 4,817,2 期首剰余金又は期首欠損金( ) 4,358,548,441 3,717,122,3	三年, 三年, 三年,		
委託者報酬 165,148,883 141,136,4 その他費用 3,015,036 2,973,5 営業費用合計 175,248,917 150,120,5 営業利益又は営業損失() 186,037,756 360,982,7 経常利益又は経常損失() 186,037,756 360,982,7 当期純利益又は当期純損失() 186,037,756 360,982,7 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額() 23,145,673 4,817,2 期首剰余金又は期首欠損金() 4,358,548,441 3,717,122,3	支払利息	203,783	129,821
その他費用3,015,0362,973,5営業費用合計175,248,917150,120,5営業利益又は営業損失()186,037,756360,982,7経常利益又は経常損失()186,037,756360,982,7当期純利益又は当期純損失()186,037,756360,982,7一部解約に伴う当期純損失金額の分配額()23,145,6734,817,2期首剰余金又は期首欠損金()4,358,548,4413,717,122,3	受託者報酬	6,881,215	5,880,689
営業費用合計175,248,917150,120,5営業利益又は営業損失( )186,037,756360,982,7経常利益又は経常損失( )186,037,756360,982,7当期純利益又は当期純損失( )186,037,756360,982,7一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )23,145,6734,817,2期首剰余金又は期首欠損金( )4,358,548,4413,717,122,3	委託者報酬	165,148,883	141,136,495
営業利益又は営業損失( )       186,037,756       360,982,7         経常利益又は経常損失( )       186,037,756       360,982,7         当期純利益又は当期純損失( )       186,037,756       360,982,7         一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )       23,145,673       4,817,2         期首剰余金又は期首欠損金( )       4,358,548,441       3,717,122,3	その他費用	3,015,036	2,973,585
経常利益又は経常損失( ) 186,037,756 360,982,7 当期純利益又は当期純損失( ) 186,037,756 360,982,7 一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( ) 23,145,673 4,817,2 期首剰余金又は期首欠損金( ) 4,358,548,441 3,717,122,3	営業費用合計	175,248,917	150,120,590
当期純利益又は当期純損失( )       186,037,756       360,982,7         一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )       23,145,673       4,817,2         期首剰余金又は期首欠損金( )       4,358,548,441       3,717,122,3	営業利益又は営業損失( )	186,037,756	360,982,706
一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )       23,145,673       4,817,2         期首剰余金又は期首欠損金( )       4,358,548,441       3,717,122,3	経常利益又は経常損失( )	186,037,756	360,982,706
期首剰余金又は期首欠損金( ) 4,358,548,441 3,717,122,3	当期純利益又は当期純損失( )	186,037,756	360,982,706
	一部解約に伴う当期純損失金額の分配額( )	23,145,673	4,817,283
	期首剰余金又は期首欠損金()	4,358,548,441	3,717,122,340
剰余金増加額又は欠損金減少額 208,960,2	剰余金増加額又は欠損金減少額	540,201,118	208,960,216
当期追加信託に伴う剰余金増加額又は欠損金減 少額		540,201,118	208,960,216
剰余金減少額又は欠損金増加額 1,018,735,136 748,424,3	剰余金減少額又は欠損金増加額	1,018,735,136	748,424,350
当期一部解約に伴う剰余金減少額又は欠損金増 加額 1,018,735,136 748,424,3		1,018,735,136	748,424,350
分配金	分配金	-	-
期末剰余金又は期末欠損金( ) 3,717,122,340 3,543,458,1	期末剰余金又は期末欠損金( )	3,717,122,340	3,543,458,195

# (3)【注記表】

# (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(主女は云川川川にぶる事場に属す	<b>る注心</b> )
1.有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券
	▼ 移動平均法に基づき、投資信託受益証券の基準価額で評価しておりま ▼
	<b>ਰ</b> ਼
	親投資信託受益証券
	移動平均法に基づき、親投資信託受益証券の基準価額で評価しておりま
	す。
2. その他財務諸表作成のための基本	計算期間末日の取扱い
となる重要な事項	┃ 2019年11月30日が休日のため、信託約款の規定により、当計算期間末日 ┃
	を2019年12月2日としております。

# (貸借対照表に関する注記)

項目	第14期計算期間 (2018年11月30日現在)	第15期計算期間 (2019年12月2日現在)
1. 受益権の総数	8,277,971,618	7,096,137,227
2.1口当たり純資産額	1.4490円	1.4994円
(1万口当たり純資産額)	(14,490円)	(14,994円)

(捐益及び剰全全計算書に関する注記)

	.plu /	
	第14期計算期間	第15期計算期間
項目	(自 2017年12月 1日	(自 2018年12月1日
	至 2018年11月30日)	至 2019年12月2日)
分配金の計算方法	計算期間末における収益調整金	計算期間末における費用控除後の
	(2,733,458,279円)、分配準備積立	配当等収益(291,736円)、費用控除
	★(2,403,969,804円)より、分配対	後・繰越欠損金補填後の有価証券売
	象収益は、5,137,428,083円(1万口	買等損益(235,006,955円)、収益調
	当たり6,206円)でありますが、今期	整金(2,478,282,947円)、分配準備
	┃は分配を行っておりません。	積立金(1,931,747,897円)より、分
		配対象収益は、4,645,329,535円(1
		万口当たり6,546円)でありますが、
		今期は分配を行っておりません。

(金融商品に関する注記) 金融商品の状況に関する事項

金融回出の小がに対する主法				
	第14期計算期間	第15期計算期間		
項目	(自 2017年12月 1日	(自 2018年12月1日		
	至 2018年11月30日)	至 2019年12月2日)		
1.金融商品に対する取組方針	当ファンドは証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左		
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当ファンド及び投資対象である親 投資信託が保有する金融商品の種類 は、有価証券、デリバティブ取引、 金銭債権及び金銭債務であり、その 詳細は貸借対照表、注記表及び附属 明細表に記載しております。当該金 融商品には、性質に応じてそれぞれ 市場リスク(価格変動リスク、等)、 流動性リスク、信用リスク等があり ます。	同左		

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会社では2つの検証機能を有しています。1つは運用評価会議で、ここではパフォーマンス分析及び定量的リスク分析が行われます。	同左	
	もう1つはインベストメント・コン   トロール・コミッティーで、ここで   は運用部、業務部、コンプライアン   ス統括部から市場リスク、流動性リ		
	スがいるのであったが、があまり スク、信用リスク、運用ガイドライン・法令等遵守状況等様々なリスク 管理状況が報告され、検証が行われ		
	ます。このコミッティーで議論され た内容は、取締役会から一部権限を 委譲されたエグゼクティブ・コミッ		
	ティーに報告され、委託会社として 必要な対策を指示する体制がとられ ています。運用部ではこうしたリス		
	ク管理の結果も考慮し、次の投資戦 略を決定し、日々の運用業務を行っ ております。		

#### 金融商品の時価等に関する事項

立煕的品の时間寺に関する事項		
項目	第14期計算期間 (2018年11月30日現在)	第15期計算期間 (2019年12月2日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及びその差額	貸借対照表計上額は期末の時価で 計上しているため、その差額はあり ません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引 以外の金融商品 同左
	(2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関 する注記)に記載しております。	(2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

# (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	第14期計算期間 (2018年11月30日現在)	第15期計算期間 (2019年12月2日現在)	
投資信託受益証券	12,788,787	500,249,029	
親投資信託受益証券	90,348	692,008	
合計	12,698,439	500,941,037	

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

# (その他の注記)

項目	第14期計算期間 (2018年11月30日現在)	第15期計算期間 (2019年12月2日現在)	
	金額(円)	金額(円)	
元本の推移 期首元本額 期中追加設定元本額	9,279,845,622 1,187,162,241	8,277,971,618 500,480,394	

EDINET提出書類

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

期中一部解約元本額 2,189,036,245 1,682,314,785

# (4)【附属明細表】

有価証券明細表 (ア)株式 該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類	銘柄	口数	評価額(円)	備考
投資信託受益証券	DWS インディア・エクイティ・ファンド	329,239	10,585,033,850	
親投資信託受益証券	ドイチェ・日本債券マザー	21,693,075	31,988,608	
合計			10,617,022,458	

信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

#### (参考情報)

当ファンドは「DWS インディア・エクイティ・ファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「投資信託受益証券」は、同投資信託の受益証券です。

また、当ファンドは「ドイチェ・日本債券マザー」受益証券を投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、同親投資信託の受益証券です。

2018年12月31日現在における同投資信託の状況及び当ファンドの計算期間末日における同親投資信託の状況は次の通りです。なお、以下に記載した情報は監査の対象外となっております。

#### 1.「DWS インディア・エクイティ・ファンド」の状況

以下に記載した情報は、同投資信託の委託会社であるDWSインベストメンツ・シンガポール・リミテッドからの情報に基づき、2018年12月31日現在の財務の状況を記載したものであります。同投資信託受益証券の2018年12月31日現在の財務の状況は、シンガポールの法律に基づき一般に公正妥当と認められる会計基準に準拠して作成されております。

同投資信託受益証券の「貸借対照表」、「損益及び剰余金計算書」及び「組入資産の明細」は、2018年12月31 日現在の財務書類の一部を翻訳したものです。

なお、以下に記載した情報は監査の対象外でありますが、独立の監査人による監査を受けた同投資信託受益証券の財務書類から抜粋したものであります。

2018年12月31日現在

#### (1)貸借対照表

資産の部 有価証券 未収入金 ・銀金及び預金 ・金融派生商品 ・人名 		2010年12月31日現住
有価証券 未収入金 完全ので預金 会融派生商品 負債・純資産の部 未払金 ・純資産 141,838,152 負債・純資産合計 143,050,334 (2) 損益及び剰余金計算書 2018年12月31日に終了した事業年度 金額(シンガボールドル) 収益 受取配当金 受取配当金 受取利息 18,015 収益合計 1,826,843 受取利息 18,015 収益合計 1,844,858 費用 会計及び専門家報酬 113,627 監査費用 19,550 保管費用 62,399 委託者報酬 737,463 登録費用 9,709 受託者報酬 737,463 登録費用 9,709 受託者報酬 80,731 取引費用 9,709 受託者報酬 80,731 取引費用 153,694 その他費用 21,693 費用合計 1,198,866 純損益 645,992 投資純利益 3,760,054 外国為替予約損失 48,838		金額(シンガポールドル)
未収入金 現金及び預金 金融派生商品33,702 9,217,563 金融派生商品資産合計143,050,334負債・純資産の部 未払金 純資産 (2)損益及び剰余金計算書1,212,182 141,838,152 全額(シンガポールドル) 収益 受取配当金 受取利息2018年12月31日に終了した事業年度 金額(シンガポールドル)収益 受取利息1,826,843 受取利息18,015収益合計1,844,858費用 会計及び専門家報酬 監査費用 会計及び専門家報酬 監査費用 会計者報酬 受託者報酬 受託者報酬 可の 受託者報酬 受託者報酬 可の 受託者報酬 受託者報酬 のの 受託者報酬 受託者報酬 受託者報酬 のの 受託者報酬 での他費用 その他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 との他費用 会 との他費用 との他費品 との他費品 	資産の部	
現金及び預金 金融派生商品9,217,563 金融派生商品資産合計143,050,334負債・純資産の部 未払金 純資産1,212,182 141,838,152 負債・純資産合計1,212,182 141,838,152負債・純資産合計143,050,334(2)損益及び剰余金計算書2018年12月31日に終了した事業年度 金額(シンガポールドル)収益 受取配当金 受取利息1,826,843 受取利息費用 会計及び専門家報酬 会計及び専門家報酬 会計及び専門家報酬 会計者報酬 の 受託者報酬 の 受託者報酬 の の 受託者報酬 の の の 受託者報酬 の の の の の の 受託者報酬 の	有価証券	133,793,247
現金及び預金 金融派生商品 5,822 資産合計 143,050,334 負債・純資産の部 未払金 純資産 1,212,182 純資産 141,838,152 負債・純資産合計 143,050,334 (2)損益及び剰余金計算書 2018年12月31日に終了した事業年度 金額(シンガポールドル) 収益 受取配当金 1,826,843 受取利息 18,015 収益合計 1,844,858 費用 会計及び専門家報酬 113,627 監査費用 62,399 委託者報酬 737,463 登録費用 9,709 受託者報酬 737,463 登録費用 9,709 受託者報酬 80,731 取引費用 9,709 受託者報酬 80,731 取引費用 153,694 その他費用 21,693 費用合計 1,198,866 純損益 645,992 投資純利益 3,760,054 外国為替予約損失 48,838	未収入金	33,702
金融派生商品5,822資産合計143,050,334負債・純資産の部 未払金 純資産1,212,182純資産141,838,152負債・純資産合計143,050,334(2) 損益及び剰余金計算書2018年12月31日に終了した事業年度 金額(シンガボールドル)収益 受取配当金 受取利息1,826,843 型取利息費用 会計及び専門家報酬113,627監査費用 会計及び専門家報酬113,627監査費用 会託者報酬 受託者報酬 受託者報酬 可の受託者報酬 受託者報酬 取引費用 その他費用 その他費用 その他費用 名の他費用 会の他費用 会の 投資純利益 外国為替予約損失5,824 48,838	現金及び預金	
資産合計143,050,334負債・純資産の部 未払金 無資産 負債・純資産合計1,212,182 141,838,152 負債・純資産合計Q債・純資産合計143,050,334(2) 損益及び剰余金計算書2018年12月31日に終了した事業年度 金額(シンガポールドル)収益 受取配当金 受取利息1,826,843 費取利息費用 会計及び専門家報酬 会計及び専門家報酬 会計及び専門家報酬 会計各報酬 会計表報酬 受託者報酬 可の表記者報酬 受託者報酬 可の表記者報酬 	金融派生商品	5,822
未払金 純資産1,212,182 141,838,152負債・純資産合計143,050,334(2)損益及び剰余金計算書2018年12月31日に終了した事業年度 金額(シンガポールドル) 収益 受取配当金 受取利息1,826,843 受取利息費用 会計及び専門家報酬18,015関用 会計及び専門家報酬113,627 監査費用 62,399 委託者報酬9,550 62,399 委託者報酬委託者報酬 受験費用 受験費用 その他費用 その他費用 名の他費用 名の他費用 名の ・1,198,866純損益 快資純利益 外国為替予約損失645,992 48,838		
純資産141,838,152負債・純資産合計143,050,334(2) 損益及び剰余金計算書2018年12月31日に終了した事業年度金額(シンガポールドル)収益 受取配当金 受取利息1,826,843 受取利息使用 会計及び専門家報酬113,627 医査費用 (完養費用 会2,399 委託者報酬113,627 (名399 委託者報酬医養費用 受託者報酬 可以 受託者報酬 不分(63 登録費用 受託者報酬 その他費用 その他費用 名の他費用 名の 21,693 費用合計1,198,866 (45,992 投資純利益 外国為替予約損失契約 投資純利益 外国為替予約損失3,760,054 48,838		
負債・純資産合計143,050,334(2)損益及び剰余金計算書2018年12月31日に終了した事業年度金額(シンガポールドル)収益 受取配当金 受取利息1,826,843 至取利息費用 会計及び専門家報酬113,627 監査費用 (会2,399) 委託者報酬 受託者報酬 受託者報酬 可以 受託者報酬 での他費用113,627 (名2,399) (名3,399) 委託者報酬 (名3,731) 取引費用 その他費用153,694 21,693費用合計1,198,866純損益 外国為替予約損失645,992 48,838	未払金	1,212,182
(2)損益及び剰余金計算書	純資産	141,838,152
収益 受取配当金 受取利息1,826,843 受取利息費用 会計及び専門家報酬113,627 監査費用 (保管費用 委託者報酬 受託者報酬 受託者報酬 の受託者報酬 受託有財 要託者報酬 受託者財 受託者財 更新 受託者財 更新 至 五十年 五十二年 五十二年 五十二十五十五年 五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十五十	負債・純資産合計	143,050,334
収益 受取配当金 受取利息1,826,843 18,015収益合計1,844,858費用 会計及び専門家報酬113,627 監査費用 (名399) 委託者報酬 受託者報酬 可分別 受託者報酬 取引費用 その他費用19,550 62,399 737,463 93 645,992費用合計1,709 21,693費用合計1,198,866純損益645,992 3,760,054 外国為替予約損失	(2)損益及び剰余金計算書	
収益1,826,843受取利息18,015収益合計1,844,858費用113,627監査費用19,550保管費用62,399委託者報酬737,463登録費用9,709受託者報酬80,731取引費用153,694その他費用21,693費用合計1,198,866純損益645,992投資純利益 外国為替予約損失3,760,054外国為替予約損失48,838		
受取配当金 受取利息1,826,843 18,015収益合計1,844,858費用 会計及び専門家報酬113,627 19,550 (保管費用 62,399 委託者報酬 受託者報酬 受託者報酬 取引費用 その他費用13,627 19,550 62,399 737,463 93 93 63 64 643,999 737,463 645,694 70		金額(シンガポールドル)
受取利息18,015収益合計1,844,858費用 会計及び専門家報酬113,627 監査費用 (保管費用 550 保管費用 多託者報酬 受託者報酬 受託者報酬 取引費用 その他費用19,550 62,399 9,709 9受託者報酬 9,709 受託者報酬 21,693 費用合計9,709 1,198,866純損益645,992投資純利益 外国為替予約損失3,760,054 48,838	<del></del>	
収益合計1,844,858費用113,627監査費用19,550保管費用62,399委託者報酬737,463登録費用9,709受託者報酬80,731取引費用153,694その他費用21,693費用合計1,198,866純損益645,992投資純利益 外国為替予約損失3,760,054投資純利益 外国為替予約損失48,838		
費用113,627監査費用19,550保管費用62,399委託者報酬737,463登録費用9,709受託者報酬80,731取引費用153,694その他費用21,693費用合計1,198,866純損益645,992投資純利益 外国為替予約損失3,760,054 48,838	_受取利息	18,015
会計及び専門家報酬113,627監査費用19,550保管費用62,399委託者報酬737,463登録費用9,709受託者報酬80,731取引費用153,694その他費用21,693費用合計1,198,866純損益645,992投資純利益 外国為替予約損失3,760,054外国為替予約損失48,838	収益合計	1,844,858
会計及び専門家報酬113,627監査費用19,550保管費用62,399委託者報酬737,463登録費用9,709受託者報酬80,731取引費用153,694その他費用21,693費用合計1,198,866純損益645,992投資純利益 外国為替予約損失3,760,054外国為替予約損失48,838		
監査費用19,550保管費用62,399委託者報酬737,463登録費用9,709受託者報酬80,731取引費用153,694その他費用21,693費用合計1,198,866純損益645,992投資純利益 外国為替予約損失3,760,05448,838		
保管費用 62,399 委託者報酬 737,463 登録費用 9,709 受託者報酬 80,731 取引費用 153,694 その他費用 21,693 費用合計 1,198,866  純損益 645,992 投資純利益 3,760,054 外国為替予約損失 48,838	会計及び専門家報酬	113,627
委託者報酬737,463登録費用9,709受託者報酬80,731取引費用153,694その他費用21,693費用合計1,198,866純損益645,992投資純利益 外国為替予約損失3,760,054 48,838		19,550
登録費用9,709受託者報酬80,731取引費用153,694その他費用21,693費用合計1,198,866純損益645,992投資純利益 外国為替予約損失3,760,054 48,838	保管費用	62,399
受託者報酬80,731取引費用153,694その他費用21,693費用合計1,198,866純損益645,992投資純利益3,760,054外国為替予約損失48,838	委託者報酬	737,463
取引費用 153,694 その他費用 21,693 <b>費用合計</b> 1,198,866 <b>純損益</b> 645,992 投資純利益 3,760,054 外国為替予約損失 48,838	登録費用	9,709
その他費用21,693費用合計1,198,866純損益645,992投資純利益 外国為替予約損失3,760,054 48,838	受託者報酬	80,731
費用合計1,198,866純損益645,992投資純利益 外国為替予約損失3,760,054 48,838	取引費用	153,694
純損益645,992投資純利益 外国為替予約損失3,760,054 48,838	その他費用	21,693
投資純利益 3,760,054 外国為替予約損失 48,838	費用合計	1,198,866
外国為替予約損失 48,838	純損益	645,992
in the second control of the second control		
_ 為替差損益 247,825_		48,838
	_為替差損益	247,825

有<u>価証券</u>報告書(内国投資信託受益証券)

	1
投資純損益	4,056,717
税引前純利益 課税額	3,410,725
税引後純利益	3,410,725
分配金	
期末剰余金	3,410,725

## (3)組入資産の明細

(2018年12月31日現在)

	<u> </u>	(2018年12月31日現任)_ 評価額
銘柄名	数量	計画領 (シンガポールドル)
HDFC Bank Limited	310,000	12,841,728
Reliance Industries Limited	530,000	11,640,603
Housing Development Finance Corporation Limited	270,000	10,357,940
ICICI Bank Limited	1,450,000	10,199,511
Infosys Technologies Limited	530,000	6,823,980
Larsen & Toubro Limited	240,000	6,747,157
ITC Limited	1,200,000	6,597,220
Maruti Suzuki India Limited	40,000	5,817,861
TATA Consultancy Services Limited	150,000	5,542,098
Axis Bank Limited	430,000	5,203,579
Hindustan Unilever Limited	140,000	4,968,727
HCL Technologies Limited	200,000	3,764,820
State Bank of India Limited	600,000	3,463,189
Kotak Mahindra Bank Limited	135,000	3,302,417
Mahindra & Mahindra Limited	180,000	2,828,183
Indusind Bank Limited	70,000	2,186,374
Ultratech Cement Limited	26,000	2,024,303
RBL Bank Limited	180,000	2,019,930
Asian Paints Limited	65,000	1,736,051
Sun Pharmaceuticals Industries Limited	200,000	1,679,761
Zee Entertainment Enterprises Limited	180,000	1,673,436
Godrej Consumer Products Limited	100,000	1,583,317
Dr Reddy's Laboratories Limited	30,000	1,532,753
HDFC Standard Life Insurance Company Limited	200,000	1,508,739
Finolex Industries Limited	130,000	1,381,937
Shree Cement Limited	4,000	1,348,346
Container Corporation of India Limited	100,000	1,342,306
Britannia Industries Limited	20,000	1,217,456
Havells India Limited	90,000	1,214,400
Bharat Electronics Limited	683,940	1,171,689
Tata Steel Limited	122,400	1,055,975
Bajaj Finance Limited	20,000	1,031,011
Page Industries Limited	2,000	977,127
Pidilite Industries Limited	45,000	974,033
Petronet LNG Limited	200,000	873,070
Berger Paints India Limited	130,000	835,127
Vedanta Limited	200,000	789,121
Parag Milk Foods Limited	150,000	723,035
Escorts Limited	50,000	688,187
Jindal Steel & Power Limited	200,000	643,088
Bajaj Corporation Limited	87,937	629,120
Hindustan Zinc Limited	100,000	543,228
		•

EDINET提出書類

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

Crompton Greaves Consumer Electricals Limited	70.000	211 214
Orompton orcaves consumer Erectificats Elimited	70,000	311,314
合計		133,793,247

# 2.「ドイチェ・日本債券マザー」の状況 以下に記載した情報は監査の対象外となっております。

## (1)貸借対照表

	(2018年11月30日現在)	(2019年12月2日現在)
区分	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
コール・ローン	7,417,180	25,133,440
国債証券	3,133,767,680	2,794,245,400
特殊債券	226,846,000	222,658,000
未収利息	15,913,192	14,198,185
流動資産合計	3,383,944,052	3,056,235,025
資産合計	3,383,944,052	3,056,235,025
負債の部		
流動負債		
未払利息	20	68
流動負債合計	20	68
負債合計	20	68
純資産の部		
元本等		
元本	2,345,556,533	2,072,591,344
剰余金		
剰余金又は欠損金( )	1,038,387,499	983,643,613
元本等合計	3,383,944,032	3,056,234,957
純資産合計	3,383,944,032	3,056,234,957
負債純資産合計	3,383,944,052	3,056,235,025

## (2)注記表 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)

(里安な云計刀封に係る事項に除	9 8 注心)
有価証券の評価基準及び評価方法	国債証券及び特殊債券につきましては個別法に基づき、以下の通り原則と
	して時価で評価しております。
	(1)金融商品取引所等に上場されている有価証券
	金融商品取引所等に上場されている有価証券は、原則として、金融商品取
	引所等における計算期間末日の最終相場(外貨建証券等の場合は計算期間末日
	において知りうる直近の最終相場)で評価しております。
	計算期間の末日に当該金融商品取引所等の最終相場がない場合には、当該
	金融商品取引所等における直近の日の最終相場で評価しておりますが、直近
	の日の最終相場によることが適当でないと認められた場合は、当該金融商品
	取引所等における計算期間末日又は直近の日の気配相場で評価しておりま
	す。
	(2)金融商品取引所等に上場されていない有価証券
	当該有価証券については、日本証券業協会の公社債店頭売買参考統計値、
	金融機関の提示する価額(ただし、売気配相場は使用しない)又は価格提供会
	社の提供する価額のいずれかから入手した価額で評価しております。
	(3)時価が入手できなかった有価証券
	適正な評価額を入手できなかった場合又は入手した評価額が時価と認定で
	きない事由が認められた場合は、投資信託委託会社が忠実義務に基づいて合
	理的事由をもって時価と認めた価額もしくは受託会社と協議のうえ両者が合
	理的事由をもって時価と認めた価額で評価しております。

#### (貸借対昭表に関する注記)

	_	
項目 (2018年11月30日現在)		(2019年12月2日現在)
1.受益権の総数	2,345,556,533	2,072,591,344
2.1口当たり純資産額	1.4427円	1.4746円
(1万口当たり純資産額)	(14.427円)	(14.746円)

#### (金融商品に関する注記)

金融商品の状況に関する事項

項目	(自 2017年12月 1日 至 2018年11月30日)	(自 2018年12月1日 至 2019年12月2日)
1.金融商品に対する取組方針	当親投資信託は証券投資信託として、有価証券、デリバティブ取引等の金融商品への投資を信託約款に定める「運用の基本方針」に基づき行っております。	同左
2.金融商品の内容及び当該金融商品に係るリスク	当親投資信託が保有する金融商品の種類は、有価証券、デリバティブ取引、金銭債権及び金銭債務であり、その詳細は貸借対照表、注記してが開展金融商品には、性質の動りスク、治替変動リスク、金利変動リスク、流動性リスク、信用リスク等があります。	同左
3.金融商品に係るリスク管理体制	委託会主 を を を を を を を を を を を を を	同左

#### 金融商品の時価等に関する事項

項目	(2018年11月30日現在)	(2019年12月2日現在)
1.貸借対照表計上額、時価及び その差額	貸借対照表計上額は期末の時価で 計上しているため、その差額はあり ません。	同左
2.時価の算定方法	(1)有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品 有価証券及びデリバティブ取引以外の金融商品は、短期間で決済され、時価は帳簿価額と近似していることから、当該金融商品の帳簿価額を時価としております。	(1)有価証券及びデリバティブ取引以 外の金融商品 同左
	(2)売買目的有価証券 (重要な会計方針に係る事項に関する注記)に記載しております。	(2)売買目的有価証券 同左
3.金融商品の時価等に関する事項についての補足説明	金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が異なることもあります。	同左

#### (有価証券に関する注記)

売買目的有価証券

計算期間の損益に含まれた評価差額(円)

種類	(2018年11月30日現在)	(2019年12月2日現在)
国債証券	7,018,580	1,260,070
特殊債券	112,000	126,000
合計	7,130,580	1,386,070

<sup>(</sup>注)「計算期間」とは当親投資信託の計算期間の期首日から本書における開示対象ファンドの計算期間末日までの期間を指しております。

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

#### (その他の注記)

項目	(2018年11月30日現在)	(2019年12月2日現在)	
	金額(円)	金額(円)	
1.元本の推移			
期首元本額	2,594,654,097	2,345,556,533	
期中追加設定元本額	16,777,814	70,062,949	
期中一部解約元本額	265,875,378	343,028,138	
期末元本額	2,345,556,533	2,072,591,344	
2.元本の内訳			
ドイチェ・ライフ・プラン30	1,119,750,803	999,596,069	
ドイチェ・ライフ・プラン 5 0	549,182,831	490,191,011	
ドイチェ・ライフ・プラン 7 0	125,856,243	115,105,293	
ドイチェ・グローバル・バランス < 安定型 >	166,079,260	153,141,400	
ドイチェ・グローバル・バランス < 成長型 >	140,047,751	126,466,953	
ドイチェ・グローバル・バランス < 積極型 >	74,240,656	69,172,458	
ドイチェ・グローバル・バランス < 安定型 > VA	97,569,653	73,119,880	
ドイチェ・グローバル・バランス < 成長型 > VA	21,594,135	19,305,583	
ドイチェ・グローバル・バランス < 積極型 > VA	10,167,548	4,799,622	
ドイチェ・インド株式ファンド	41,067,653	21,693,075	

## (3)附属明細表

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

## (イ)株式以外の有価証券

Γ	<b>插</b>	<b>Δ</b> Δ+ <b>Τ</b>	粉具	☆/再分1(口)	備考
1	作里尖貝	銘柄	1 数里	評価額(円)	1佣1号

有価証券報告書 (内国投資信託受益証券)

			11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11	
国債証券	第396回利付国債(2年)	185,000,000	185,519,850	
	第7回利付国債(40年)	105,000,000	147,050,400	
	第320回利付国債(10年)	100,000,000	102,392,000	
	第325回利付国債(10年)	170,000,000	174,658,000	
	第341回利付国債(10年)	70,000,000	71,987,300	
	第347回利付国債(10年)	100,000,000	101,946,000	
	第350回利付国債(10年)	50,000,000	50,985,000	
	第47回利付国債(30年)	190,000,000	247,429,400	
	第58回利付国債(30年)	90,000,000	99,529,200	
	第63回利付国債(20年)	100,000,000	107,045,000	
	第64回利付国債(20年)	170,000,000	183,448,700	
	第72回利付国債(20年)	247,000,000	273,984,750	
	第99回利付国債(20年)	230,000,000	271,816,300	
	第102回利付国債(20年)	80,000,000	97,320,800	
	第120回利付国債(20年)	240,000,000	280,936,800	
	第141回利付国債(20年)	230,000,000	278,467,900	
	第149回利付国債(20年)	100,000,000	119,728,000	
小計			2,794,245,400	
特殊債券	第42回道路債券	200,000,000	222,658,000	
小計			222,658,000	
合計			3,016,903,400	
HHI			0,010,000,100	

信用取引契約残高明細表 該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

## 2【ファンドの現況】

## 【純資産額計算書】

(2019年12月30日現在)

資産総額	10,701,799,180 円
負債総額	51,114,142 円
純資産総額( - )	10,650,685,038 円
発行済口数	6,956,360,780 □
1口当たり純資産額( / )	1.5311 円
(1万口当たり純資産額)	(15,311 円)

### 第4【内国投資信託受益証券事務の概要】

1.名義書換について

該当事項はありません。

2. 受益者に対する特典

該当事項はありません。

3. 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容

譲渡制限は設けておりません。ただし、受益権の譲渡の手続き及び受益権の譲渡の対抗要件は以下によるものとします。

受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。

上記 の申請のある場合には、上記 の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少及び譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記 の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定にしたがい、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行われるよう通知するものとします。

上記 の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社及び受託会社に対抗することができません。

#### 4. 受益権の再分割

委託会社は、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところにしたがい、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

## 5 . 償還金

償還金は、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行われた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

6. 質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払い、一部解約の 実行の請求の受付、一部解約金及び償還金の支払い等については、信託約款の規定によるほか、民法その他の 法令等にしたがって取扱われます。

## 第二部【委託会社等の情報】

#### 第1【委託会社等の概況】

#### 1【委託会社等の概況】

#### (1)資本金等

資本金の額

3,078百万円 (2019年12月末現在)

発行する株式の総数

200,000株(2019年12月末現在)

発行済株式総数

61,560株(2019年12月末現在)

最近5年間における資本金の額の増減

該当事項はありません。

#### (2)委託会社の機構

委託会社は、取締役会及び監査役をおきます。

取締役及び監査役は、株主総会の決議をもって選任され、その員数は取締役については3名以上、監査役については1名以上とします。

取締役会は、取締役全員で組織され、経営に関するすべての重要事項及び法令または定款によって定められた事項 につき意思決定を行います。

取締役の任期は、選任後1年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠または 増員のために選任された取締役の任期は、他の取締役の残存任期と同一とします。

監査役は、委託会社の会計監査及び業務監査を行います。

監査役の任期は、選任後4年以内に終了する最終の事業年度に関する定時株主総会終結の時までとし、補欠のために選任された監査役の任期は、前任者の任期の残存期間とします。

#### (投資信託の運用プロセス)

四半期毎に行われる投資戦略会議において、ドイツ銀行グループの資産運用部門 (グローバル) からの情報を参考にしつつ、各投資対象についての市場見通し並びに大まかな運用方針を決定します。

運用担当者は、投資戦略会議の方針にしたがって各ファンドの運用計画を作成し、運用部長の承認を得ます。その際、必要に応じてグループ内の投資環境調査やモデルポートフォリオを参考にします。

承認された運用計画にしたがって、運用担当者は売買を指示し、ポートフォリオの構築を行います。その際ファンドによっては、外部運用機関と投資助言契約もしくは運用委託契約を結んだ上で運用を行う場合があります。

コンプライアンス統括部が、個々の売買についてガイドライン違反等がないか速やかにチェックを行います。

運用評価会議では、各ファンドの運用成績を分析するとともに、運用に際して取っているアクティブリスクの状況や他ファンドとの均一性についてレビューを行い、今後の運用へのフィードバックを行います。

インベストメント・コントロール・コミッティーにおいて、ガイドラインの遵守状況や運用上の改善すべき点等 について検討を行います。

コンプライアンス統括部は、運用部から独立した立場で、取引の妥当性のチェック及び利益相反取引のチェックを行います。

#### 2【事業の内容及び営業の概況】

投信法に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行うとともに金融商品取引法に定める 金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行っています。また金融商品取引法に定める投資助言・代理業 務、第一種金融商品取引業務及び第二種金融商品取引業務を行っています。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

2019年12月末現在、委託会社の運用するファンドは94本、純資産総額は737,811百万円です(ただし、親投資信託を除きます。)。

ファンドの種類別の本数及び純資産総額は下記の通りです。

	種類		本数	純資産総額
公募	追加型	株式投資信託	74本	297,814百万円
4/ 苗	単位型	株式投資信託	4本	16,722百万円
私募	追加型	株式投資信託	16本	423,275百万円
合計			94本	737,811百万円

#### 3【委託会社等の経理状況】

1.当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)第2条に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

2. 当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当事業年度(2018年4月1日から2019年3月 31日まで)の財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人により監査を受けております。

## (1)【貸借対照表】

(	単位	:	千	円	)

	前事業年度	当事業年度
(2018年3月31日)		(2019年3月31日)
資産の部		
流動資産		
預金	1 5,655,645	1 3,513,866
前払費用	29,379	6,754
未収入金	53,761	200,218
未収委託者報酬	687,990	509,869
未収運用受託報酬	17,160	16,242
未収収益	1,726,042	2,056,487
立替金	33,594	31,612
為替予約	5,246	9,992
その他流動資産	-	14
流動資産合計	8,208,821	6,345,059
固定資産		
投資その他の資産		
投資有価証券	9,814	10,552
敷金	25,761	20,328
繰延税金資産	1,128,919	782,897
供託金	-	10,000
投資その他の資産合計	1,164,496	823,777
固定資産合計	1,164,496	823,777
資産合計	9,373,318	7,168,837

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(単位:千円)

	前事業年度		
	(2018年3月31日)	(2019年3月31日)	
負債の部	(20.0   37,30.11)	(2010   373014)	
流動負債			
預り金	242,275	213,880	
未払収益分配金	3	3	
未払償還金	1,508	1,508	
未払手数料	347,486	253,185	
その他未払金	60,115	49,241	
未払費用	1 2,924,207	1 1,240,618	
未払法人税等	40,854	-	
未払消費税等	26,091	-	
賞与引当金	127,541	83,653	
為替予約	6,975	3,576	
流動負債合計	3,777,060	1,845,668	
固定負債			
退職給付引当金	424,878	478,150	
長期未払費用	69,675	65,038	
賞与引当金	56,719	43,303	
固定負債合計	551,273	586,492	
負債合計	4,328,333	2,432,160	
純資産の部			
株主資本			
資本金	3,078,000	3,078,000	
資本剰余金			
資本準備金	1,830,000	1,830,000	
資本剰余金合計	1,830,000	1,830,000	
利益剰余金			
その他利益剰余金			
繰越利益剰余金	137,113	171,366	
利益剰余金合計	137,113	171,366	
株主資本合計	5,045,113	4,736,633	
評価・換算差額等			
その他有価証券評価差額金	128	43	
評価・換算差額等合計	128	43	
純資産合計	5,044,984	4,736,676	
負債純資産合計	9,373,318	7,168,837	

## (2)【損益計算書】

(単位:千円)

	前事業年度 (自 2017年4月1日	当事業年度 (自 2018年4月1日
	至 2018年3月31日)	至 2019年3月31日)
営業収益		
委託者報酬	6,524,519	4,888,292
運用受託報酬	18,315	17,940
その他営業収益	1 3,012,893	1 1,934,676
営業収益合計	9,555,728	6,840,909
営業費用		
支払手数料	3,339,679	2,471,276
広告宣伝費	65,274	13,292
公告費	1,160	-
調査費	133,783	104,349
委託調査費	442,843	372,319
情報機器関連費	174,928	164,131
委託計算費	585,251	221,865
通信費	7,607	6,293
印刷費	53,739	40,474
協会費	14,967	17,187
諸会費	8,720	213
諸経費	26,616	31,846
営業費用合計	4,854,574	3,443,250
一般管理費		
役員報酬	72,800	56,456
給料・手当	1,224,750	1,166,459
賞与	522,848	323,609
交際費	9,187	4,657
寄付金	3,745	3,000
旅費交通費	63,479	37,764
租税公課	61,422	27,769
不動産賃借料	168,175	175,503
退職給付費用	115,039	121,505
福利厚生費	317,686	268,550
業務委託費	1 1,522,092	1 945,148
退職金	1,042	-
諸経費	183,312	108,089
一般管理費合計	4,265,583	3,238,515
営業利益	435,570	159,143
営業外収益	455,570	
雑収益	4,377	6 110
		6,110
営業外収益合計	4,377	6,110
営業外費用		
為替差損	33,995	33,198
その他	578	4,569
営業外費用合計	34,573	37,768
経常利益	405,374	127,486
特別損失		
割増退職金	78,317	123,728
	51/81	

EDINET提出書類

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

#### 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

		1312 23 18 24 2 13
特別損失合計	78,317	123,728
税引前当期純利益	327,056	3,758
法人税、住民税及び事業税	391,539	33,708
法人税等調整額	195,592	345,946
法人税等合計	195,947	312,238
当期純利益又は当期純損失( )	131,109	308,480

## (3)【株主資本等変動計算書】

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

(単位:千円)

(羊位・干口)					
	株主資本				
		資本剰余金	利益剰余金		
	資本金	次十进供人	その他利益剰余金	株主資本合計	
	資本準備金 		繰越利益剰余金		
当期首残高	3,078,000	1,830,000	1,186,003	6,094,003	
当期変動額					
剰余金の配当			1,180,000	1,180,000	
当期純利益			131,109	131,109	
株主資本以外の項目の					
当期変動額 ( 純額 )				-	
当期変動額合計	ı	1	1,048,890	1,048,890	
当期末残高	3,078,000	1,830,000	137,113	5,045,113	

	評価・		
	その他有価証券	評価・換算差額等	純資産合計
	評価差額金	合計	
当期首残高	85	85	6,094,088
当期変動額			
剰余金の配当			1,180,000
当期純利益			131,109
株主資本以外の項目の	213	213	213
当期変動額 ( 純額 )	213	213	213
当期変動額合計	213	213	1,049,104
当期末残高	128	128	5,044,984

## 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

(単位:千円)

(千匹:113)				
			主資本	
		資本剰余金	利益剰余金	
	資本金	次十进供人	その他利益剰余金	株主資本合計
		資本準備金 繰越利益剰余金		
当期首残高	3,078,000	1,830,000	137,113	5,045,113
当期変動額				-
剰余金の配当				-
当期純損失( )			308,480	308,480
株主資本以外の項目の				
当期変動額 ( 純額 )				-
当期变動額合計	-	ı	308,480	308,480
当期末残高	3,078,000	1,830,000	171,366	4,736,633

	評価・持		
	その他有価証券	評価・換算差額等	純資産合計
	評価差額金	合計	
当期首残高	128	128	5,044,984
当期変動額			ı
剰余金の配当			-
当期純損失( )			308,480
株主資本以外の項目の	171	171	171
当期変動額 (純額)	171	171	171
当期変動額合計	171	171	308,308
当期末残高	43	43	4,736,676

#### 注記事項

(重要な会計方針)

- 1.有価証券の評価基準及び評価方法
- (1) その他有価証券

時価のあるもの

当事業年度末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を採用しております。

2 . デリバティブ取引の評価基準及び評価方法 時価法を採用しております。

#### 3. 引当金の計上基準

#### (1) 貸倒引当金

一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当社においては過去より貸倒実績がないため引当金の計上をしておりません。

#### (2) 賞与引当金

従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当事業年度負担分を計上しております。

#### (3) 退職給付引当金

従業員等の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。

数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。

4 . 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建の金銭債権債務は、期末日の直物為替相場により円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

- 5. その他財務諸表のための基本となる重要な事項
- (1) 消費税等の処理方法

税抜方式を採用しております。

#### (未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 平成30年3月30日)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 平成30年3月30日)

#### (1) 概要

収益認識に関する包括的な会計基準であります。収益は、次の5つのステップを適用し認識されます。

ステップ1:顧客との契約を識別する。

ステップ2:契約における履行義務を識別する。

ステップ3:取引価格を算定する。

ステップ4:契約における履行義務に取引価格を配分する。

ステップ5:履行義務を充足した時に又は充足するにつれて収益を認識する。

#### (2) 適用予定日

当財務諸表の作成時において検討中であります。

#### (3) 当該会計基準等の適用による影響

影響額は、当財務諸表の作成時において評価中であります。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(表示方法の変更に関する注記)

#### (1) 『税効果会計に係る会計基準』の一部改正の適用

「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」(企業会計基準第28号 平成30年2月16日)等を当事業年度から適用しており、 繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示し、繰延税金負債は固定負債の区分に表示する方法に変更しております。

この結果、前事業年度の貸借対照表において、「流動資産」の「繰延税金資産」968,510千円は、「投資その他の資産」の「繰延税金資産」1,128,919千円に含めて表示しております。

また、税効果会計関係注記において、税効果会計基準一部改正第3項から第5項に定める「税効果会計に係る会計基準」注解(注8)(評価性引当額の合計額を除く。)及び同注解(注9)に記載された内容を追加しております。ただし、当該内容のうち前事業年度に係る内容については、税効果会計基準一部改正第7項に定める経過的な取り扱いに従って記載しておりません。

#### (貸借対照表関係)

1 各科目に含まれている関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(2018年3月31日)	(2019年3月31日)
預金	801,072 千円	977,569 千円
未払費用	218,484 千円	20,372 千円

#### (損益計算書関係)

1 関係会社に対するものは以下のとおりであります。

	前事業年度	当事業年度
	(自 2017年 4月1日	(自 2018年4月1日
	至 2018年 3月31日)	至 2019年3月31日)
その他営業収益	5,103 千円	137 千円
業務委託費	328,038 千円	173,557 千円

### (株主資本等変動計算書関係)

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,560	-	-	61,560

#### 2. 配当に関する事項

#### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2017年 6 月28日 定時株主総会	普通株式	1,180,000	19,168.29	2017年3月31日	2017年 6 月29日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1.発行済株式の種類及び総数に関する事項

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式(株)	61,560	-	-	61,560

#### 2.配当に関する事項

(1) 配当金支払額

該当事項はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの該当事項はありません。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

(リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (金融商品関係)

#### 1.金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社は顧客資産について投資助言・代理及び投資運用業務等を行っており、業務上必要と認められる場合以外は、自己勘定による資金運用は行っておりません。預金については全て決済性の当座預金であります。また、銀行借入や社債等による資金調達は行っておりません。

デリバティブについても、外貨建営業債権及び債務の為替変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行っておりません。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク並びにリスク管理体制

当座預金並びに営業債権である未収委託者報酬、未収運用受託報酬、未収投資助言報酬及び未収収益は、取引先の信用リスクに晒されています。預金に関するリスクは、当社の社内規程に従い、取引先の信用リスクのモニタリングを行っており、営業債権に関するリスクは、取引先毎の期日管理及び残高管理を実施し、主要な取引先の信用状況を定期的に把握する体制としております。

投資有価証券は当社設定の投資信託に対するシードマネーであり、業務上の必要性から保有しているもので、投資額も必要最低額であるため、市場価格の変動リスク、市場の流動性リスクは限定的であります。

外貨建営業債権及び債務は為替変動リスクに晒されており、通貨別に把握された為替の変動リスクに対して先物為替予約によりリスクの回避を実施しております。

デリバティブ取引の執行・管理については、社内規程に基づいて取引、記帳及び取引先との残高照合等を行っております。

営業債務に関する流動性リスクについては、経理部において資金繰りをモニタリングしております。

上記、信用、市場、為替リスクに関する事項は、社内規程に基づいて定期的に社内委員会に報告され、審議、検討を行っております。また、流動性リスクに関する事項につきましても逐次、社内担当役員に報告されております。

#### 2. 金融商品の時価等に関する事項

貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

前事業年度(2018年3月31日)

(単位:千円)

			(112:113)
	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	5,655,645	5,655,645	-
(2)未収委託者報酬	687,990	687,990	-
(3)未収運用受託報酬	17,160	17,160	-
(4)未収収益	1,726,042	1,726,042	-
(5)投資有価証券			
その他の有価証券	9,814	9,814	-
資産計	8,096,654	8,096,654	-
(1)預り金	242,275	242,275	-
(2)未払手数料	347,486	347,486	-
(3)その他未払金	60,115	60,115	-
(4)未払費用	2,924,207	2,924,207	-
負債計	3,574,085	3,574,085	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,729)	(1,729)	-
デリバティブ取引計	(1,729)	(1,729)	- - -

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

#### (注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。 また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

#### 負債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

#### (注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超
預金	5,655,645	-	-
未収委託者報酬	687,990	-	-
未収運用受託報酬	17,160	-	-
未収収益	1,726,042	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	1	2,173	-
合計	8,086,839	2,173	-

(注)償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

#### 当事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	貸借対照表計上額	時価	差額
(1)預金	3,513,866	3,513,866	-
(2)未収委託者報酬	509,869	509,869	-
(3)未収運用受託報酬	16,242	16,242	-
(4)未収収益	2,056,487	2,056,487	-
(5)投資有価証券			
その他の有価証券	10,552	10,552	-
資産計	6,107,016	6,107,016	-
(1)預り金	213,880	213,880	-
(2)未払手数料	253,185	253,185	-
(3)その他未払金	49,241	49,241	-
(4)未払費用	1,240,618	1,240,618	-
負債計	1,756,924	1,756,924	-
デリバティブ取引(* 1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	6,416	6,416	-
デリバティブ取引計	6,416	6,416	-

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

#### (注)1. 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

## 資 産

(1) 預金、(2) 未収委託者報酬、(3) 未収運用受託報酬及び(4) 未収収益 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458) 有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

#### (5) 投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。 また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

#### 負債

(1) 預り金、(2) 未払手数料、(3) その他未払金及び(4) 未払費用 これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

#### (注) 2. 金銭債権及び満期のある有価証券の決算日後の償還予定額

(単位:千円)

	1 年以内	1年超5年以内	5 年超
預金	3,513,866	-	-
未収委託者報酬	509,869	-	-
未収運用受託報酬	16,242	-	-
未収収益	2,056,487	-	-
投資有価証券			
その他の有価証券	-	2,246	415
合計	6,096,466	2,246	415

(注)償還期間が見込めないものについては表中に記載を行わず、除外しております。

#### (有価証券関係)

#### 1. その他有価証券

前事業年度 (2018年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額
貸借対照表計上額が				
取得原価を超えるもの	その他	2,173	2,000	173
貸借対照表計上額が				
取得原価を超えないもの	その他	7,640	8,000	359
合計		9,814	10,000	185

## 当事業年度 (2019年3月31日)

(単位:千円)

	種類	貸借対照表計上額	取得原価	差額	
貸借対照表計上額が					
取得原価を超えるもの	その他	2,662	2,489	172	
貸借対照表計上額が					
取得原価を超えないもの	その他	7,889	8,000	110	
合計		10,552	10,489	62	

#### 2. 売却したその他有価証券

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日) 該当事項はありません。

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日) 該当事項はありません。

#### (デリバティブ取引関係)

ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

#### 前事業年度 (2018年3月31日)

通貨関連(時価の算定方法は、先物為替相場によっております。) (単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	売建				
	ユーロ	197,664	-	956	956
	米ドル	921,278	-	6,890	6,890
   市場取引以外の取引	豪ドル	7,914	-	7	7
巾场拟5 以外以拟5	買建				
	ユーロ	601,129	-	3,916	3,916
	米ドル	25,567	-	76	76
	シンガポールドル	26,746	-	373	373
合語	<del>i</del> †	1,780,300	-	1,729	1,729

#### 当事業年度 (2019年3月31日)

通貨関連 (時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分	為替予約取引	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
	売建 米ドル 買建	1,308,621	-	9,992	9,992
市場取引以外の取引	ユーロ	187,890	-	3,376	3,376
	米ドル	186,724	-	3	3
	シンガポールドル	21,535	-	195	195
合	1,704,772	-	6,416	6,416	

#### (退職給付関係)

#### 1. 採用している退職給付制度の概要

当社は、退職一時金制度と確定拠出年金制度を採用しております。加えて、一部の従業員を対象とした特別慰労金制度を採用しております。

#### 2. 確定給付制度

#### (1) 退職給付債務の期首残高と期末残高の調整表

(単位:千<u>円)</u>

				(十四・113)
		前事業年度		当事業年度
	(自	2017年4月1日	(自	2018年4月1日
	至	2018年3月31日)	至	2019年3月31日)
退職給付債務の期首残高		544,940		454,139
勤務費用		57,137		62,539
利息費用		2,318		2,061
数理計算上の差異の発生額		3,574		2,921
退職給付の支払額		146,986		47,328
転籍者調整額		6,844		23,281
退職給付債務の期末残高		454,139		497,615

#### (2) 退職給付債務の期末残高と貸借対照表に計上された退職給付引当金の調整表

(単位:千円)

				(単位:十円)
		前事業年度		当事業年度
	(自	2017年4月1日	(自	2018年4月1日
	至	2018年3月31日)	至	2019年3月31日)
非積立型制度の退職給付債務		454,139		497,615
未積立退職給付債務		454,139		497,615
未認識数理計算上の差異		29,261		19,464
貸借対照表に計上された負債と資産の純額		424,878		478,150
退職給付引当金		424,878		478,150
貸借対照表に計上された負債と資産の純額	•	424,878	•	478,150

#### (3) 退職給付費用及びその内訳項目の金額

(単位:千円)

				(単位,十门)
		前事業年度		当事業年度
	(自	2017年4月1日	(自	2018年4月1日
	至	2018年3月31日)	至	2019年3月31日)
勤務費用		57,137		62,539
利息費用		2,318		2,061
数理計算上の差異の費用処理額		12,680		12,718
確定給付制度に係る退職給付費用		72,136		77,319

#### (4) 数理計算上の計算基礎に関する事項

主要な数理計算上の計算基礎

		前事業年度		当事業年度
	(自	2017年4月1日	(自	2018年4月1日
	至	2018年3月31日)	至	2019年3月31日)
割引率		0.50%		0.40%

#### 3. 確定拠出制度

当社の確定拠出制度への要拠出額は、前事業年度42,903千円、当事業年度44,185千円でありました。

#### (税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

		(単位:千円)
	前事業年度	当事業年度
_	(2018年3月31日)	(2019年3月31日)
繰延税金資産		
賞与引当金	44,179	20,241
その他未払金	15,628	15,077
未払費用	895,392	368,655
未払事業税	18,535	1,787
長期未払費用	20,163	14,357
退職給付引当金	130,097	147,440
減価償却超過額	62,964	55,192
繰越欠損金	-	520,030
その他有価証券評価差額金	56	-
その他	2,679	2,190
繰延税金資産小計	1,189,699	1,144,973
税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額	-	248,925
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	-	113,131
評価性引当額小計	60,779	362,056
操延税金資産合計	1,128,919	782,916
繰延税金負債		
その他有価証券評価差額金	-	19
繰延税金負債合計 ————————————————————————————————————	-	19
  繰延税金資産の純額  	1,128,919	782,897

- (注) 1.評価性引当額が301,277千円増加しております。この増加内容は、繰越欠損金に係る評価性引当額を追加的に認識したことに伴うものであります。
  - 2. 税務上の繰越欠損金及びその繰延税金資産の繰越期限別の金額 当事業年度(2019年3月31日)

(単位:千円)

	1年以内	1 年超 2 年以内	2 年超 3 年以内	3 年超 4 年以内	4 年超 5 年以内	5 年超	合計
税務上の繰越欠損金	•	•	•	•	•	520,030	520,030
評価性引当額	•	•	•	•	•	248,925	248,925
繰延税金資産	-	-	-	-	-	271,105	271,105

- (a) 税務上の繰越欠損金は法定実効税率を乗じた額であります。
- (b) 税務上の繰越欠損金520,030千円(法定実効税率を乗じた額)の一部について、繰延税金資産271,105千円を計上しております。当該繰延税金資産を計上した税務上の繰越欠損金は、将来の課税所得の見込みの計画により、回収可能と判断し、評価性引当額を認識しておりません。
- 2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との間に重要な差異があるときの、当該差異の原因となった主要な項目別の内訳

		(単位: %)
	前事業年度	当事業年度
_	(2018年3月31日)	(2019年3月31日)
法定実効税率	30.9	30.6
(調整)		
交際費等永久に損金に算入されない項目	0.8	37.9
役員賞与等永久に損金に算入されない項目	5.3	874.4
繰延税金資産・負債算定に使用する実効税率との差	2.8	-
異		
評価性引当金	18.7	8,016.1
住民税均等割	1.1	70.8

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

過年度修正	1.7	722.1
その他	2.0	-
税効果会計適用後の法人税の負担率	59.9	8,307.7

#### (セグメント情報等)

#### セグメント情報

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 関連情報

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため、記載を省略しております。

報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

該当事項はありません。

報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

該当事項はありません。

#### (関連当事者情報)

- 1. 関連当事者との取引
- (1) 財務諸表提出会社の親会社及び主要株主等

前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

	種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金		議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	料目	期末残高 (千円)
ſ		Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,290,939 手ユーロ	銀行業	(被所有) 間接80%	had more trial to at	*1 その他営業収益 #2 II, 管理部門サービス		*3 預金 未払費用	

#### 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	料目	期末残高 (千円)
親会社	Deutsche Bank Aktiengesellschaft	ドイツ フランクフルト	5,290,939 千ューロ	銀行業		サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 II、管理部門サービス	169,186	*3 預金 未払費用	977,569 16,492
親会社	DWS Group GmbH & Co. KGaå	ドイツ フランクフルト	200,000 手ユーロ	投資運用業	(被所有) 直接 100 %	サービスの授受	12 II、管理部門サービス	3,936	未払費用	3,880

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。

#### 取引条件及び取引条件の決定方針等

- \*1 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- \*2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を行っております。
- \*3 当座預金口座を開設しております。

## (2) 財務諸表提出会社と同一の親会社を持つ会社等及び財務諸表提出会社のその他の関係会社の子会社等前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有)割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	料目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会 社	東京都千代田区	72,728 百万円	証券業	なし	サービスの授受	vž II、管理部門サービス	989,961	未払費用 未収入金	1,770,096 53,761
同一の 親会社 を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	1,812,585	未収収益	1,004,591
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 II、管理部門サービス *3 委託調査		未収収益 未払費用	180,142 108,636
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	6,000 ギユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	100,504	未収収益	20,908
同一の 親会社 を持つ会社	DHS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他営業収益 *2 II、管理部門テービス *3 委託調査		未収収益 未払費用	46,810 321,121
同一の 親会社 を持つ会社	DHS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30,677 千ユーロ	投資運用業	なし		*1 その他営業収益 *2 II、管理部門サービス		未収収益 未払費用	234,386 10,827
同一の 親会社 を持つ会社	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 ギューロ	投資運用業	なし	サービスの授受 運用の再委託	*1 その他言葉収益 *2 II. 管理部門テービス *3 委託調査		未収収益 未払費用	180,832 138,322

## 当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)

種類	会社等の名称	所在地	資本金 又は出資金	事業の内容 又は職業	議決権等の所有 (被所有) 割合	関連当事者 との関係	取引の内容	取引金額 (千円)	料目	期末残高 (千円)
同一の 親会社 を持つ会社	ドイツ証券 株式会社	東京都 千代田区	72,728 百万円	紅券業	なし	サービスの授受 役員の兼任	*2 II、管理部門サービス	642,628	未払費用 未収入金	326,727 30,073
同一の 親会社 を持つ会社	RREEF America L.L.C.	米国 ウィルミントン	10 千ドル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	990,516	朱収収益	1,297,513
1.4	DWS Investment Management Americas, Inc.	米国 ウィルミントン	10 Fル	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 II、管理部門サービス *3 委託調査		未収収益 未払費用	40,081 148,628
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Grundbesitz GmbH	ドイツ フランクフルト	6,000 ギユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	81,609	未収収益	58,752
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment GmbH	ドイツ フランクフルト	115,000 千ユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 II. 管理部門サービス *3 委託調査		未収収益 未払費用	56,532 473,175
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investment S.A.	ルクセンブルク ルクセンブルク	30.677 千ユーロ	投資運用業	なし		*1 その他言葉収益 *2 II、管理部門サービス	273,308	未収収益 未払費用	190,377 9,978
	DWS International GmbH	ドイツ フランクフルト	8,000 ギユーロ	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益 *2 II、管理部門サービス *3 委託調査		未収収益 未払費用	259,124 71,912
同一の 親会社 を持つ会社	DWS Investments UK Limited	イギリス ロンドン	190,000 千ポンド	投資運用業	なし	サービスの授受	*1 その他営業収益	71,305	未収収益	99,808

上記金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておらず、期末残高には消費税等が含まれております。 取引条件及び取引条件の決定方針等

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

- \*1 当該会社とのサービス契約に基づき、予め定められた料率で計算された収益の計上を行っております。
- \*2 当該会社とのサービス契約に基づき、当社のIT環境、総務購買部門等の管理部門業務に関連し支出した費用の計上を 行っております。
- \*3 当該会社とのサービス契約に基づき、発生した費用の計上を行っております。

#### 2. 親会社に関する注記

(1) 親会社情報

Deutsche Bank Aktiengesellschaft フランクフルト証券取引所に上場

ニューヨーク証券取引所に上場

DB Beteiligungs-Holding GmbH

DWS Group GmbH & Co. KGaA フランクフルト証券取引所に上場

#### (1株当たり情報)

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)	
1株当たり純資産額	81,952.31 円	76,944.06 円	
1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額( )	2,129.78 円	5,011.05 円	

(注)1. 潜在株式調整後1株当たり当期純利益金額については、潜在株式が存在していないため記載しておりません。

#### 2.1株当たり当期純利益金額又は当期純損失金額()の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

項目	前事業年度 (自 2017年4月1日 至 2018年3月31日)	当事業年度 (自 2018年4月1日 至 2019年3月31日)
当期純利益金額又は当期純損失金額()(千円)	131,109	308,480
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株主に係る当期純利益金額 又は当期純損失金額( ) (千円)	131,109	308,480
期中平均株式数 (株)	61,560	61,560

#### 1. 中間財務諸表の作成方法について

当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号)第38条及び第57条の規定に基づき、同規則及び「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年8月6日内閣府令第52号)により作成しております。

中間財務諸表に記載している金額については、千円未満の端数を切り捨てにより記載しております。

#### 2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の中間財務諸表について、有限責任 あずさ監査法人による中間監査を受けております。

## (1)中間貸借対照表

	(単位:千円)
	当中間会計期間末
	(2019年9月30日)
資産の部	
流動資産	
預金	4,391,931
前払費用	6,162
未収入金	13,036
未収消費税等	1 61,586
未収委託者報酬	469,893
未収運用受託報酬	8,397
未収収益	872,293
立替金	33,583
為替予約	4,946
流動資産計	5,861,830
固定資産	
投資その他の資産	42,738
固定資産計	42,738
資産合計	5,904,568
負債の部	
流動負債	
預り金	47,559
未払金	279,909
未払手数料	234,309
その他未払金	45,600
未払費用	840,996
未払法人税等	13,120
賞与引当金	300,478
為替予約	6,900
流動負債計	1,488,964
固定負債	
長期未払費用	33,985
退職給付引当金	488,358
賞与引当金	35,222
固定負債計	557,567
負債合計	2,046,531
<b>純資産の部</b>	
株主資本	
資本金	3,078,000
資本剰余金	-,,
資本準備金	1,830,000
資本剰余金計	1,830,000
利益剰余金	.,000,000
その他利益剰余金	1,050,072
繰越利益剰余金	1,050,072
利益剰余金計	1,050,072
や 株主資本計	3,857,927
	3,857,927
評価・換算差額等	400
その他有価証券評価差額金	109
評価・換算差額等合計	109
純資産合計	3,858,037

EDINET提出書類 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

\_\_\_\_\_\_\_有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

負債・純資産合計

5,904,568

## (2)中間損益計算書

		(単位:千円)
		当中間会計期間
		(自 2019年4月1日
		至 2019年9月30日)
営業収益		
委託者報酬		2,080,988
運用受託報酬		9,072
その他営業収益		891,097
営業収益計		2,981,159
営業費用		
支払手数料		1,055,089
その他営業費用		451,758
営業費用計	'	1,506,847
一般管理費		1,556,226
営業損失 ( )		81,915
営業外収益	'	6,422
営業外費用	1	4,949
経常損失( )		80,442
特別損失	2	14,250
税引前中間純損失( )		94,693
法人税、住民税及び事業税		1,145
法人税等調整額		782,868
法人税等合計		784,013
中間純損失( )		878,706

## 重要な会計方針

主女は云川 刀川	
	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
1. 有価証券の評価基準及び評価方法 2. デリバティブ取引の評価基準及び評価	その他有価証券 時価のあるもの 当中間会計期間末の市場価格等に基づく時価法(評価差額は全部 純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)を 採用しております。
方法	時価法を採用しております。
3. 引当金の計上基準	(1) 貸倒引当金 一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。但し、当中間会計期間末の計上額はありません。 (2) 賞与引当金 従業員等に対する賞与の支払及び親会社の運営する株式報酬制度に係る将来の支払に備えるため、当社所定の計算基準により算出した支払見込額の当中間会計期間負担分を計上しております。 (3) 退職給付引当金 従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。 退職給付見込額の期間帰属方法 退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当中間会計期間末までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異の費用処理方法 数理計算上の差異は、その発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数(5年)による定額法により按分した額を翌期から費用処理することとしております。
4. 外貨建資産及び負債の本邦通貨への換算基準	外貨建の金銭債権債務は、中間会計期間末日の直物為替相場により 円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。
5. その他中間財務諸表のための基本となる重要な事項	消費税等の会計処理 消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

## 注記事項

## (中間貸借対照表関係)

	当中間会計期間末 (2019年9月30日)
1	消費税等の取扱い

仮払消費税等及び仮受消費税等は、相殺の上、流動資産の「未収消費税等」として表示しております。

## (中間損益計算書関係)

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)	
1 営業外費用の主要項目 為替差損		4,949千円
2 特別損失の主要項目 割増退職金		14,250千円

#### (リース取引関係)

重要性が乏しいため、記載を省略しております。

#### (金融商品関係)

当中間会計期間末(2019年9月30日)

#### 金融商品の時価等に関する事項

2019年9月30日における中間貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、以下のとおりであります。

(単位:千円)

			(11=113)
	中間貸借対照表 計上額	時価	差額
(1)預金	4,391,931	4,391,931	-
(2)未収委託者報酬	469,893	469,893	-
(3)未収収益	872,293	872,293	-
(4)投資有価証券			
その他の有価証券	10,651	10,651	-
資産計	5,744,771	5,744,771	-
(1)未払手数料	234,309	234,309	-
(2)未払費用	840,996	840,996	-
(3)未払法人税等	13,120	13,120	-
負債計	1,088,425	1,088,425	-
デリバティブ取引 (*1)			
ヘッジ会計が適用されていないもの	(1,954)	(1,954)	-
デリバティブ取引計	(1,954)	(1,954)	-

(\*1) デリバティブ取引によって生じた正味の債権・債務は純額で表示しており、合計で正味の債務となる項目については、( )で示しております。

#### (注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

#### 省 百

(1)預金、(2)未収委託者報酬及び(3)未収収益

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### (4)投資有価証券

投資有価証券はその他有価証券に区分されており、時価については、基準価額によっております。 また、有価証券に関する注記事項については、「有価証券関係」注記を参照下さい。

#### 負債

(1)未払手数料、(2)未払費用及び(3)未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

#### デリバティブ取引

「デリバティブ取引関係」注記を参照下さい。

#### (有価証券関係)

当中間会計期間末(2019年9月30日)

#### その他有価証券

(単位:千円)

				(112:113)
	種類	中間貸借対照表 計上額	取得原価	差額
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えるもの	その他	8,668	8,392	275
中間貸借対照表計上額が 取得原価を超えないもの	その他	1,983	2,100	116
合計		10,651	10,492	159

#### (デリバティブ取引関係)

当中間会計期間末 (2019年9月30日)

#### ヘッジ会計が適用されていないもの

ヘッジ会計が適用されていないデリバティブ取引について、取引の対象物は通貨のみであり、中間貸借対照表日における契約額又は契約において定められた元本相当額、時価及び評価損益並びに当該時価の算定方法は、次のとおりであります。

通貨関連 (時価の算定方法は、先物為替相場によっております。)

(単位:千円)

区分	取引の種類	契約額等	うち1年超	時価	評価損益
市場取引以外の取引	為替予約取引 売建 米ドル 買建 ユーロ	346,726 565,236	-	6,900 4,516	6,900 4,516
	シンガポールドル	19,956	-	430	430
合計		931,918	-	1,954	1,954

#### (セグメント情報等)

#### セグメント情報

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

当社は資産運用業の単一セグメントであるため、記載を省略しております。

#### 関連情報

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)

1. 製品及びサービスごとの情報

単一の製品・サービスの区分の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

#### 2. 地域ごとの情報

(1) 営業収益

本邦の外部顧客への営業収益が中間損益計算書の営業収益の90%を超えるため、記載を省略しております。

(2) 有形固定資産

当社は有形固定資産を保有していないため、記載しておりません。

#### 3. 主要な顧客ごとの情報

当社の主要な顧客は一般投資家であり、中間損益計算書の営業収益の10%以上を占める顧客が存在しないため 記載を省略しております。

## 報告セグメントごとの固定資産の減損損失に関する情報

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) 該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとののれんの償却額及び未償却残高に関する情報

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) 該当事項はありません。

#### 報告セグメントごとの負ののれん発生益に関する情報

当中間会計期間(自 2019年4月1日 至 2019年9月30日) 該当事項はありません。

## (1株当たり情報)

	当中間会計期間末 (2019年9月30日)
1株当たり純資産額	62,671円16銭
1株当たり中間純損失金額( )	14,273円97銭

- (注) 1. 潜在株式調整後1株当たり中間純利益については、1株当たり中間純損失金額であり、また、潜在株式が存在しない ため記載しておりません。
  - 2. 1株当たり中間純損失金額の算定上の基礎は、以下の通りであります。

	当中間会計期間 (自 2019年4月1日 至 2019年9月30日)
中間純損失金額()(千円)	878,706
普通株主に帰属しない金額(千円)	-
普通株式に係る中間純損失金額( )(千円)	878,706
普通株式の期中平均株式数(株)	61,560

#### 4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、金融商品取引法の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1)自己またはその取締役との間における取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2)運用財産相互間において取引を行うことを内容とした運用を行うこと(投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3)通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)及び(5)において同じ。)または子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引または金融デリバティブ取引を行うこと。
- (4)委託会社の親法人等または子法人等の利益を図るため、その行う投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額もしくは市場の状況に照らして不必要な取引を行うことを内容とした運用を行うこと。
- (5)上記(3)及び(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等または子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、もしくは取引の公正を害し、または金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

#### 5【その他】

(1)定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

(2)訴訟その他重要事項

委託会社及びファンドに重要な影響を与えた事実、または与えると予想される事実はありません。

## 第2【その他の関係法人の概況】

### 1【名称、資本金の額及び事業の内容】

受託会社

名称 三井住友信託銀行株式会社

資本金の額 342,037百万円 (2019年3月末現在)

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法

律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

<参考>再信託受託会社の概要

名称 日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社

資本金の額 51,000百万円 (2019年3月末現在)

事業の内容 銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法

律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。

関係業務の概要 受託会社より委託を受け、当ファンドの信託事務の一部(信託財産の管理等)を

行います。

#### 販売会社

名称	資本金の額	事業の内容
auカブコム証券株式会社	7,196百万円 (2019年 3 月末現在)	金融商品取引法に定める第 一種金融商品取引業を営ん でいます。
SMBC日興証券株式会社	10,000百万円 (2019年 3 月末現在)	
株式会社SBI証券	48,323百万円 (2019年 3 月末現在)	
岡三証券株式会社	5,000百万円 (2019年 3 月末現在)	
ニュース証券株式会社	1,000百万円 (2019年 6 月末現在)	
野村證券株式会社	10,000百万円 (2019年 5 月末現在)	
   ばんせい証券株式会社 	1,558百万円 (2019年 3 月末現在)	
   廣田証券株式会社 	600百万円 (2019年 3 月末現在)	
松井証券株式会社	11,945百万円 (2019年 3 月末現在)	
マネックス証券株式会社	12,200百万円 (2019年 3 月末現在)	
楽天証券株式会社	7,495百万円 (2019年 3 月末現在)	
株式会社静岡銀行	90,845百万円 (2019年 3 月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営んでいます。

EDINET提出書類 ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社(E06458)

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

株式会社SMBC信託銀行	87,550百万円 (2019年 3 月末現在)	銀行法に基づき銀行業を営むとともに、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律(兼営法)に基づき信託業務を営んでいます。
--------------	-----------------------------	--

新規申込みの取扱いを行いません。

## 2【関係業務の概要】

#### 受託会社

当ファンドの受託会社として、信託財産の保管・管理、基準価額の計算、外国証券を保管・管理する外国の金融機関への指図等を行います。

#### 販売会社

当ファンドの販売会社として、受益権の募集の取扱い、販売、一部解約の実行の請求の受付、収益分配金・償還 金及び一部解約金の支払い等を行います。

## 3【資本関係】

委託会社と他の関係法人との間に資本関係はありません。

## 第3【参考情報】

下記の書類が関東財務局長に提出されています。

2019年2月28日 有価証券報告書

2019年 2 月28日 有価証券届出書

2019年8月30日 半期報告書

2019年8月30日 有価証券届出書

## 独立監査人の監査報告書

2019年6月12日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員

公認会計士

林 秀行

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2018年4月1日から2019年3月31日までの第35期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針及びその他の注記について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を 作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作 成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2019年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

有価証券報告書(内国投資信託受益証券)

### 独立監査人の監査報告書

2019年12月25日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

PWCあらた有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員 公認会計士 鶴田 光夫

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているドイチェ・インド株式ファンドの2018年12月1日から2019年12月2日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。

#### 財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、 当監査法人の判断により、不正又は誤謬による財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用 される。財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、 リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、財務諸表の作成と適正な表示に関連 する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行 われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 監査意見

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、ドイチェ・インド株式ファンドの2019年12月2日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

#### 利害関係

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計 士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管して おります。
  - 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。

## 独立監査人の中間監査報告書

2019年11月29日

ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社 取締役会 御中

有限責任 あずさ監査法人

指定有限責任社員 公認会計士 林 秀行業 務 執 行 社 員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第36期事業年度の中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、重要な会計方針及びその他の注記について中間監査を行った。

#### 中間財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して中間財務諸表を作成し有用な情報を表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない中間財務諸表を作成し有用な情報を表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

#### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した中間監査に基づいて、独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽表示がないかどうかの合理的な保証を得るために、中間監査に係る監査計画を策定し、これに基づき中間監査を実施することを求めている。

中間監査においては、中間財務諸表の金額及び開示について監査証拠を入手するために年度監査と比べて監査手続の一部を省略した中間監査手続が実施される。中間監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による中間財務諸表の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて、分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続が選択及び適用される。中間監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な中間監査手続を立案するために、中間財務諸表の作成と有用な情報の表示に関連する内部統制を検討する。また、中間監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め中間財務諸表の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、中間監査の意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

#### 中間監査意見

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、ドイチェ・アセット・マネジメント株式会社の2019年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間(2019年4月1日から2019年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

#### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

<u>以 上</u>

- 1. 上記は中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
- 2. XBRLデータは監査の対象には含まれていません。